

昭和四十九年十二月二十四日(火曜日)
午前十時三十七分開会

委員長 山崎昇君
理事

山崎 昇君
玉置 和郎君
丸茂 重貞君
須原 昭二君
小平 芳平君

事務局側	労働省職業訓練局長	藤 濯	正勝君
常任委員会専門員		中 原	武夫君
説明員			

質疑のある方は順次御発言を願います。

○柏原ヤス君 雇用保険法案につきましてお聞きしたいと思います。

まず、基本的なことでありますが、今回失業保険給付が

まず、基本的なことですが、今回失業保険法が新たに雇用保険法に変わるわけですが、名前が変わると同時に失業保険法の精神まで変わってしまったのではないかとこのことを心配しております。なぜ法律の名称を変えたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員（逋藤政夫君） 今回御審議いただいております雇用保険法案によりまして、現行の失業保険法が廃止され、新しく雇用保険法による制度が発足することになるわけでございます。これは、ただいま御指摘のように、なぜ失業保険法という名前に前を雇用保険法に変えたのか。したがって、そういう

うことによつて失業保険法に盛り込まれた趣旨が没却されることになるのではないか、こういう御趣旨かと思ひます。で、最近のわが国の雇用・失業の情勢は、もう先生御承知のとおりでございます。この数年來基本的な変化を遂げてまいつておりまして、量的な意味では一応完全雇用、こういう形になつております。しかしながら、まあ昨年の秋以來のいわゆる石油危機に伴います経済不況によりまして失業情勢はかなり深刻でございます。これは量的な意味での完全雇用状態におきましても、そういった経済的な摩擦、国際経済の変動等によりまして、当然そういった失業ということとは私どもは予測をしなければならぬ。これは昨年の八月、この新しい法案の制定を準備いたします際に再三議論が重ねられまして、今後量的な意味での完全雇用の状態の中でも、こういった国際経済情勢の変化あるいは国内経済的な摩擦要因、こういうことによりまして当然失業というものがあり得る、そういう失業状態に対して的確に対応できるようにする必要がある。その点につきまして、昭和二十二年にできました、制定されました、今日まで及んでおります現行の失業保険法はいろいろの面で必ずしも十分でないし、現在の、今後の雇用情勢に適確に対応できるだけのものを備えていないのじゃないか、こういうことで現在の失業保険法の持つております失業補償機能等を十分この実態に即応した形で強化いたしますと同時に、先般来大臣がしばしばお述べいただいておりますように、できるだけ失業をなくする、失業を予防する、どうしても必要なものは失業を少なくする、こういう意味で、この保険事故でございませう、失業をなくする、そういう意味で、いままさ失業をなくする、という意味で、それとやらはらの関係のこの予防措置といひますか、それに必要な積極的な雇用面の措置、これをいわゆる保険事業の付帯的な仕事といたしまして、新しく加はることにいたしましたわけでございます。そういう

意味におきまして、単なる失業に対する給付をやるというだけの一つの柱でなくて、それに加えて新しい失業を予防するための雇用改善事業あるいは能力開発のための事業あるいは働く人たちの福祉対策を行なうための事業、こういった三つの事業をもう一つの柱として新しく加える、こういうことによりまして、現行の失業保険法によって果たし得なかった失業に対する補償あるいは積極的な失業の予防措置、さらに進んで、働く人たちが生涯安定した職場を確保できるための措置、こういうものを、全体を総合的な制度といたしますことによりまして、新しい法案の体系をつくっていただきたい。そこで名称も単なる失業だけでなく、働く人たちの雇用を確保し保障する、という趣旨から雇用保険法という名称に改めたわけでございます。

○柏原ヤス君 名称は変わっても、性格的に失業保険法と変わるものではないと私は思っております。

そこで、失業給付との関係で、これが就職を強制することになるのではないかとということをお心配しますので、お尋ねしているわけでございます。就職を強制するようなことになるのではないかとと思われる点がこの法案の中に見えるわけです。目的の第一条を見ましても、「求職活動を容易にする等その就職を促進し」とうたっておりますし、「この「失業給付」のところを見ましても、「求職者給付」というふうにいままで「失業保険金」となっていたところが改まっております。そこで、失業保険法の制定の当時に、労働省は労働の意思とは安定所に出てきて、求職票を書けば労働の意思があるものとするというふうにはつきりおっしゃっておりますが、この点は雇用保険法についても変更することはない、こうお約束していただけるか、また雇用保険法においても失業給付は性格的にこれまでの失業保険と変わるものではないとはつき

り言っていただけなのかこの点をお伺いいたします。

○政府委員（遠藤政夫君） ただいま申し上げましたように、今回の雇用保険法案の中いわゆる失業給付に属する事業、この事業に関する限りは現行の失業保険法に盛っております、いわゆる失業補償の機能を強化するという事で私どもは考えております。

ただいま先生御指摘のように求職活動を容易にする等就職を促進するという条項はございますけれども、これは現行の失業保険法の考え方と何ら異なるものではございません。求職者が、失業した人が求職をされる場合に、あくまでも憲法に保障された職業選択の自由が保障されております。したがって、現行の失業保険法におきましても、失業した人が安定所に出頭して求職の申し込みをする。再就職をできるだけ本人の御希望に応じて希望される職場にあつせんするというのが、これは目的でございます。したがって、今回の雇用保険法案におきましてもその考え方は全く変わっておりません。「求職者給付」あるいは「就職促進給付」と名前はついておりますけれども、これも現行の失業保険法のいわゆる失業保険金日額と、そのほかに移動費用でございますとか、就職促進のための諸手当でございます。それを体系的に分類したただけでございます。考え方は全く変わっていないことを明らかにさせていただきます。

○柏原ヤス君 雇用保険法案は失業した場合の労働者の生活の安定、それが一つ、雇用の促進、これが一つ、及び三事業の、この三つを目的として取り上げておりますが、失業給付による生活の安定と雇用の促進と、いずれに重きを置くものか。先ほど申し上げましたように第一条第十條、こういふところに従前の労働条件より悪いところへ雇用促進するのではないかとこのことが心配されます。といいますのは、社会情勢も、解雇されて失業する者が非常に多くなつてくるということが現実であり、また予想されているわけです。そういう

うところに雇用を促進するという事になつてはたいへんだと思つたので、その点をお聞きしておきたいと思つた。

○政府委員（遠藤政夫君） この雇用保険法の中の二つの大きな柱、一つは失業給付の事業であり、もう一つの柱がいよいよ三事業でございます。失業された方にはもちろん職業選択の自由が保障されております。そのワケの中で本人の御希望によつて一日も早く就職をしていただくことが、これは私は最大の私どもの仕事であらう、こういうふうな考えております。それまでの間、失業されている期間中生活の保障として失業給付をするというの、この雇用保険の最大の目的でございます。したがって三事業はそれに付帯的に行ないます。いわゆる失業をさせないための、あるいは職場を安定させるためのそういった事業でございます。この新しい雇用保険法になつたからということ、現行の失業保険法と違つて、何が何でも就職させることだということではないことは先ほど申し上げたとおりでございます。

○柏原ヤス君 次に御尋ねしたいのは、不況の際の失業を防止するための一時帰休に対する事業主への援助、これが第六十二條一項四号に定められておりますが、これはたいへん簡単なことばで、簡単なことばというのはたつた二、三行で書かれてあり、何ら具体的な措置について明示されておられません。私は、この法律に明記されていないといふところから、労働省の一存で容易に変更されてしまふのではないかと心配しております。一時休業の際の事業主に対する援助措置は、具体的にどうやうしていくのか、これを明確に示していただきたいと思つた。

○説明員（関英夫君） 御質問の、雇用調整交付金というような名前でも予算化したいと思つておりますが、一時休業の場合の補償のための制度、こういったものにつきましてはその点に限らず、ほかの三事業の場合も同様でございますが、そういうようなものの基準は中央職業安定審議会という労働省に設けられました三者構成の審議会には

かりました上、諮問してその御答申をいただきました上、基準を省令で定めていく、こういうようなことになるわけでございます。これは法律上そういうことが明記されております。したがって、そういう議を経て、初めてできるものでございまして、私ども法案成立の上はできるだけのまやかに、いまでもどこでいろいろ御質問に応じて御答申申し上げたそういった点を踏まえ、かつ各方面の御要望も承りつつ審議会に成案を得て諮問する。その上で審議会の答申を得て省令を定めて明確に基準を設定したい、こういうふうに考えております。

○柏原ヤス君 この点、明確に示していただきました。内容はきまつております。どうなんですか。

○説明員（関英夫君） すでにいままでのこの審議経過から、たとえば補助率といふ事、支給の率につきましても、大企業と中小企業につきましても差を設けるといふ事、中小企業に手厚くするといふ意味におきまして、事業主が労働者に支払つた休業手当の、大企業については二分の一、中小企業については三分の二という支給率とするとか、あるいは休業の規模、支給の対象となる休業の規模につきましても、大企業と中小企業では差をつけまして、より中小企業が利用しやすいようにするといふような点はすでに明らかにしておりますけれども、なお細部につきましては、これから三者構成の審議会の御審議を経て、省令上明確に規定する、こういうことに相なります。

○柏原ヤス君 この雇用調整交付金の援助を受けている会社が、もし労働者を従前の雇用に復帰させないでこれを解雇したといふような場合、労働省としてはどう対処していくのか。このようなケースは今後考えられると思つた。この際、雇用調整交付金というものは失業予防のためにということがたわれておりますので、この交付金の対象とした会社の労働者のその後の雇用というものは保障されなければならないと思つた。この点、保障していくのか、どういふふうにするのかお聞

きしておきたいと思つた。

○説明員（関英夫君） 雇用調整交付金の支給の要件の一つとしたしまして、その休業につきまして労働組合の協定、労働組合がある場合には労働協約、労働組合がない場合には従業員の過半数を代表するものとの労使協定というものを前提として、それがなければ支給対象としない、こういうことになつたと思つた。その労使協定の中には、休業の規模が、つまり休業の開始と休業が終わつて、もちろん身分は続いているわけですが、休業が終わつてまた就業が始まる時期、そういったものも当然明示されなければならない、これは労使間の協定で明示してもらつて、そういうことによつて休業がなしくずしに解雇につながるといふ事態がないように、あらかじめ就労に復帰する時点が明確に協定されているものに限り支給対象とするといふようなことを考えていきたいと思つております。

○柏原ヤス君 大蔵省の方にお聞きしたいんですが、お見えになつてますか。——それは、労働省にお聞きいたしますが、中小企業などは従業員に支払う最低六割の賃金さえもきびしいといふところが多いと思つた。私は、そういう中小企業に対して国が従業員への六割の賃金を会社が払えるように金を融資するとか、また金融上何らかの措置を講じて中小企業とその労働者を助けるべきではないかと思つた。この点いかがでしょうか。

○政府委員（遠藤政夫君） この春以来、たとえば今回の不況で一番被害を受けております繊維産業等におきましては、中小企業におきましても操業短縮でかなり休業状態が続いておられます。その際、労働者に支払われる休業時の賃金はおおむね一〇〇％あるいは九〇％、こういった状態が続いておりましたが、しかしながら、こういった不況が長期化するにつれて繊維業界等におきましては、特に中小企業等は金繰りが苦しくなるといふようなことで、私ども通産省、大蔵省とも十分連絡をとりながら、緊急融資の手配をして

もらうといったような措置をとって、できるだけこの危機を切り抜けるように努力をしまいたたけでございませう。そこで、いま先生御指摘のございましたように、休業期間中の賃金をできるだけ確保するということが必要なので、そのささいとしたしましてこの雇用調整交付金という制度をつくったわけでございませう。先ほど課長からお答えいたしましたように、中小企業の場合三分の二を交付するということになりまして、かりに九〇%の支給をいたしております中小企業の場合は、その三分の一、六〇%がこの交付金制度によってささえられることになりまして、したがって、中小企業の場合は、企業主は支払った賃金の三分の一だけを、三〇%を負担すれば九〇%が労働者の手に渡る。こういうことに結果的になるわけでございませう。最近の一時休業からさらに進んで人員整理、解雇という事態になっておりますのは、いままでこういう制度がございせんために、何とかささえてきたものがもうどうにもならなくなつて、結局工場を閉鎖しあるいは人員整理をする、企業を縮小する、こういう事態になつてきているわけでございまして、この雇用調整交付金制度を早急に、一月にも繰り上げて実施していくことで衆議院で御修正になりましたのもそういう趣旨から、そういう御要請から出たものでございませう。私もこの制度が充足すれば、中小企業等におきまして休業中の賃金をできるだけ、一〇〇%に近く補償できるように行政指導をしてまいりますと同時に、そういう金面措置につきましてもできるだけの努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○柏原ヤス君 この点、きょう大蔵省が見えておりませんので聞かれませんが、労働省としても大蔵省のほうに積極的な話をつけていただけのかどうか、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(長谷川峻君) こういう失業・雇用の関係がむずかしいときでございませうから、従来ですと労働政策は労働省だけでもよかつた時代がありますが、国全体として勤労者対策を考えていか

なきやならぬ、こういう姿勢のもとに内閣全体がこの法案を支持し、そして私たちが皆さんにお答える、あるいは皆さんからお話の出たものを、そしやくしたものを大蔵省のほうも大體理解し、そして積極的に応援をしております、こういう姿勢でございませう。

○柏原ヤス君 次に、季節出かせぎなどの短期雇用の労働者についての特例についてお聞きしていただきたいと思ひます。

季節労働者についてはILOの四十四号条約、ここで特例を認めているのは六カ月未満のものに限るといふようになっております。その他に政府の出している雇用保険法案を見ますと、短期特例は六カ月以上ということになっております。なぜ特例を設けたのか、その理由がわからないわけですが、条約では特例として別扱いにしてはならないといふことになってゐるわけですが、この点いかがでしょうか。

○説明員(関英夫君) 季節的な労働者あるいは季節というふうには特定しておりませんが、短期の循環雇用を繰り返す労働者につきましては一般の日本の雇用慣行のもとにおきます常用労働者と異なりまして、毎年毎年ある一定期間働き、そして、その働いた期間のほかに仕事をしないという形態を繰り返しております。そのために、他の一般の継続的な雇用関係にありまして労働者から見ますと、納付した保険料と受ける給付との間に非常なアンバランスがございませう。六カ月ないし十カ月働いたといたしまして、納める保険料は給付の二分分から三分でございませう。その二分分三日分の保険料で毎年給付を受けるということがあるわけでございませう。それは他の非常に継続的な雇用関係を持つておる労働者から見ますとアンバランスだ、こういうことにもなりますが、ただ、私どもがアンバランスだから悪いんだからこれを切り捨てるといふことでなく、やはりそれだけの不安定な雇用を繰り返さざるを得ない現状といふものが今後とも早急には解消されないで続くであろう、

そして、その人々の生活の設計の中に一定期間の出かせぎと、それから失業給付を受けることとがすでに長年の間組み込まれてゐる、こういう実態を考慮いたしまして、そういう現実をむしろ法律の上ではつきりと制度化しよう、一般の中に埋没させて扱うのではなく、むしろつきりとした制度として確立して、そして、その給付のしかたもそれらの人々の生活の実態に合わせて一時金としたほうがよいか、そういうことで今回の制度を特例として考えたものでございませう。

○柏原ヤス君 いまお聞きしたのは、ILO四十四号条約では六カ月未満のものに限ると、そういうふうにいわれているのに、日本ではこの短期特例は六カ月以上といふふうにしてゐる。六カ月以上は短期特例にするべきではないんじやないか、こういうふうには思ひますので、お聞きしたんですが、その点はいかがですか。

○説明員(関英夫君) ILOの条約関係につきましては、非常に昔に採択されました四十四号条約では確かにそういうことになっておりますが、その後、社会保障関係についてILOで基本的な見直しをいたしまして、社会保障に関する最低基準の条約として百二条約といふものが採択されました。非常に有名な条約でございまして、現在の批准が非常に国会でも要請されてゐるといふやうな状況になっておりますが、その中では特に六カ月といふような限定なしに季節労働者について特例を設けることができることとなつてゐるといふふうに私は承知いたしております。そういうやうな関係もございまして、かつまた先ほど私が申しました日本の現状から見ると、そのほうがより出かせぎ労働者にとつてよりよい形態として考えられるので、今度の法案の中で、そういうよりよい形態をはつきりと制度的に確立したい、こういうふうには考えたものでございませう。

○柏原ヤス君 それから季節出かせぎ等の短期雇用の労働者の給付日数のところですが、この制限に關してもILOの失業給付条約では少なくとも

七十八日を下回つてはならないと、こういうふうになつておりますが、それから見ると、この法案は五十日という日にちで切つております。これは延長すべきじやないかと、こういうふうには考えますが、その点いかがでしょうか。

○説明員(関英夫君) 先ほど申し上げましたように、失業保険に關しましては、他の社会保険と同じようにILOは最近見直しを行ないまして、百二条という社会保障の最低基準に関する条約を採択しておるわけでございませう。そこでは季節労働者については、その給付期間等についても特例を設けることができるということで、先ほどの六カ月のほうも四十四号とは変へまして、季節労働者全体について特例を設けることができるといふふうに変つてきております。そこで、私もこの百二条約といふ最新の社会保障に関する条約、こういったものをいつも念頭に置いて国内法制を考へてきてゐるわけでございませう。

○柏原ヤス君 次に、保険料の流用についてお聞きしますが、労働保険特別会計法第十八条二項に、三事業費といふものが不足した場合に十分の十の剰余金をもつて補足するといふことを当然に予定してゐると思ふんです。労使折半の十分の十の保険料を三事業に流用しないといふ保証があるかどうか、三事業を充実すれば十分の三では不足するようになると思ひますので、不足してきたらどうするか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(関英夫君) 雇用保険法案の六十八条の第二項に、三事業には十分の十三のうちの三の費用をもつて三事業に充てるということを明記してございませう。したがって、私も毎年度の予算をこれから考えます場合には、その十分の三の範囲内の予算を国会にお願いし、その範囲内にかかわば支出権が認められないわけではございませう。ただ、先生の御質問が、そうやって組んだ予算をオーバーするような事態になつたらどうするかといふことでございませうが、三事業の身をずつと精査してみますと、経済的な要因によりま

して非常に變動的要素のありますものは、一番問題になっております雇用調整交付金のところだろうと思います。それ以外につきましてはあまり景気的情勢、動向によって變動要素はございませぬ。したがって、通常の場合は、私は組んだ予算の支出権の範囲内で十分まかなえると思ひますが、景気の動向によりましては、雇用調整交付金のようないわば義務的支出を優先いたしまして、他のそれほど義務的でない、たとえば施設の建設のようなものを節約するような形で必ず千分の三の範囲内で給付をまかなう、三事業をまかなう、こういうことでやっていきたいと考えております。

○柏原ヤス君 五人未満事業所への適用についてですが、これは実は六年前から適用することになっていたと思ひます。これは失業保険法の改正のときに原則として適用するようというふうに示されております。ところが現実には適用されておられません。それを今回強制適用するということになるわけですが、具体的にどのようによつていくつもりなのでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま先生御指摘のように、昭和四十四年の失業保険法の改正によりまして、原則として商業、サービス業等の五人未満も含めて全面適用ということに相なっております。ただ、現実の問題としていたしましては、こういう五人未満のいわゆる小零細企業の実態を把握いたしまして、政令によりまして当分の間政令に指定する業種については任意適用事業とする、こういうたてまえになっております。これを今回改めまして、こういった暫定的な任意適用という制度を全面的に廃止いたしまして、こういった五人未満の商業、サービス業等の零細企業等につきましても五十年の四月一日から全面強制適用にいたしますと、こういうことになしたわけでございますが、それじゃ、いままでのそういう考え方が解決できたのかということになるかと思ひます。確かに五年前といまの時点とを比べましてもコン

ピューター化等によりまして事務が簡素化され、あるいは事務組合の促進によりまして、こういった小零細企業の適用がかなり当時よりは把握しやすくなつてゐることは事実でございます。と申しまして、こういった小零細企業、数十万の事業所を的確に把握いたしますことは現時点におきましても、この法律施行時におきましてもきわめて困難でございます。それをあえてこういうふうな全面適用にいたしました理由は、先般申し上げておりますように、必ずしも適用という形で実態を把握し、この法律によりまして適用の手続あるいは保険料の納付といったことが行なわなくても、法律上当然適用になつております場合には、その事業から解雇され離職をされた方々に対しては、この雇用保険法によりまして失業給付は当然に行なわれる、こういうたてまえを貫くことにいたしましたわけでございます。したがって、私どもはこの法律によつて当然適用となつた事業については当然事務的には最大限の努力をいたしまして、その実態の把握、適用につとめることはもちろんでございますけれども、現実には適用の手続が行なわなくても、そこから離職をされた方々に対するいわゆる失業の補償給付としては万ばかりはないことになる、こういうことになりました。こういうたてまえをとることにによりまして全面適用を実施することにしたわけでございます。

○柏原ヤス君 なかなか強制適用するといつてもこれはたいへんなことだと思ひます。そこで、この五人未満事業所への適用拡大を円滑に行なうために、衆議院で、附帯決議で、労働保険事務組合をつくつて助成などをしていくようにということを示されておりますが、具体的にこれをどのようにな育成強化していくのか、この点お聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(関英夫君) 労働保険事務組合につきましては、零細規模の事業主にかかりまして保険料の納入をやるのを主たる事業とし、あわせていろいろ届け出事務、そういったものも代行しているわけでございますが、私どももいたしましては労働

働保険事務組合に対します報奨金の制度等の充実をはかりまして事務組合の育成強化をはかると、こういうことで、来年度の予算の際には大いにその点について努力いたしたい、こういうふうな考えております。

○柏原ヤス君 最後に、この法案によりまして、出かせぎ労働者に対しては一般被保険者の場合と違つて一時金を支給するということになつておりますが、これはどういふ趣旨なのか、もう一度お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) この出かせぎ労働者、いわゆる毎年夏場あるいは冬場、二通りの型がございまして、主として農閑期あるいは漁閑期に出かせぎになる、こういう人たちが現行の失業保険法の制度の中におきましても相当数を占めております。こういう方たちのいわゆる保険給付のあり方につきましましていろいろ各方面から御意見がございました。本来、こういう人たちは農業に従事しながらその合間に出かせぎになる。出かせぎから帰つてくると本来の農業なり漁業に従事される。そういう農業なり漁業に従事しておられる期間中については保険給付が行なわれる、こういうものが本来の保険制度になじまないんじゃないか、こういう御批判もありました。また、通常の、常用的に働いておられる方々が長期間にわたつてこの保険の対象になる、そういう人たちに比べると、同じようなレベルでこの保険の対象者として考えるにはいろいろ問題があるんじゃないか、少なくともこういうものを制度の中に組み入れる以上は別な形をとるべきじゃないかと、そのほかがむしろ現実的であり妥当ではなからうか、こういう御意見もございました。私どもは、この点ではいろいろ問題がございまして、この現行法の中で十数年こういう形で、失業に対する給付という形で行なわれておりましたものが、実態はどうあれ、その実情を踏まえた上で制度化すること、これがまず前提として考えなきゃならないことじゃないか。そういったしますと、これをより合理的な制度に改めるにいたしましたとしても、実態を踏ま

えた上で、現実がいままで給付を受けていたものを、相当程度のもを確保するという前提に立つて、これをより合理的にするには、やはり一時金にしたほうがより妥当であらう。そうすることがこの出かせぎに出る人たちにとても非常に好都合であるし、制度をいままでいろいろと、とかく御意見のありました点につきましても基本的な解決策として最もいい方法であらう。こういうことで一時金制度に改めたわけでございます。

そこで、一時金は、政府原案は当初三十日分というところでございましたけれども、まあ従来の実績から見ますと、大体全国平均で四十七、八日から多い地区で五十二、三日というふうな実態でございます。今回の雇用保険法案におきまして、一日当たりの日額の単価が引き上げられたこと等もございまして、過去の実績の五十日程度を一時金とすることが妥当であらう、かつ、いままでの実績を十分踏まえた上での制度として適当であらう、こういう御意見でございまして、一時金五十日分ということにいたしましたわけでございます。

○柏原ヤス君 最後に、大臣にお聞きしておきたいと思ひますが、いわゆる出かせぎ労働者、これは決して好んで出かせぎしているのではない、取入を得るためにやむなく家族と離れて遠方で就職をしているわけでございますけれども、この出かせぎ労働者の問題については、国の産業政策、地域政策、こうした面からも対処していかなければ解決できないと私は思ひます。そこで、この出かせぎ労働者に対して、大臣として基本方針、また具体的対策、こういうものがありでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(長谷川峻君) 実は、私の出身地は出かせぎ地帯でしてね。東北が出かせぎ者が一番多いわけでございます。ですから、私は自分の地方で、出かせぎに行つて、東京なり、そういうところで働いている諸君とこういう場所であつたお目にかかり、また激励することもあるわけです。おっしゃるとおり、子供と妻と離れてなれない出かせぎ、しかも顔に汗をして働く諸君、こういう仕事

というものはなかなかないへんでございます。収入はかなりあるにしても、毎年毎年繰り返していくことは、非常に私は気の毒だと思わなければなりません。非常に基本的には地方地方でつばな雇用の口があるということ、あるいは出かせぎに来ておつても、それが出かせぎじゃなくて、通年、ずっとつとめられるようになること、そういうことが一番大事じゃなかるうかと思つてゐるわけでありまして、いずれにしましても、出かせぎ者がまた今度東京へ来まして、よく私など、個人的にたずねて来て、賃金の不払いがあるがこれは何とかならないかと言われると、孫の孫の孫ぐらいのところで働いてゐるものですから、その不払いの金を一体どこから引っぱり出してあげたいかというふうな苦勞などをしますという、やはり職業安定所のような正常な就労の経過をたどつてくると話がしやすい、役所のほうはそれがお手伝いしやすいというふうな問題もございまして、あるいはまた健康保険あるいは健康診断などをしてちゃんとくるといふと病氣しないので済むとか、いろんなことを考えますという、どういたしまして、私は、地元において就労するような機会を長い目においてつくるのが一番大事じゃなかるうか。そして、この際は、ただいま局長からも御説明申し上げましたように、毎年毎年繰り返して、帰つたとたんに職安に一月二回も三回も行って、働く意思があるんだ、ないんだというふうな、ときにはもんちやうなども起るようなことが全部解決をして、東京から帰つたとたんに、次の日、一時金として五十日分びしやつともらつて、そして、だれもそれを当然の権利としてもらえるという姿にしたほうが、その近くで自分の仕事をされよう、ある場合にはその近所に何か手のないとき、助けに行こうとも、保険金を返せとか返さぬとかというごたごたがなくて済むのじゃなかるうかと、こういう考えでいまから先やつてまいりたい。

それから、先ほどから先生から三事業の予算等々の問題がございしますが、これは千分の三でやることとすし、国会においてずつと御審議いただくことでございしますから、労働省には何ら皆さんの前に秘密も何もございせん。まさにこれは労働省は働く諸君の役所でございしますから、そういうことで万全を期しながら皆さんの、労働者諸君の信頼と国会の私は信頼を得たい、こういう形でやつていきたいということを御理解いただきたいと思つ次第であります。

○柏原ヤス君 この出かせぎ労働者に対する基本方針、具体的対策、こういうものをもう少しお聞きしておきたいと思ひますが、その程度なんですか。

○政府委員（遠藤政夫君） 具体的な出かせぎ労働者に対する私の対策といひましては、従来いろいろ各方面からの御意見あるいは各審議会、雇用審議会あるいは私の中央職業安定審議会等におきまして御議論いただいておりますのでございします。現在もこの出かせぎにつきまの根本的な、抜本的な対策を何とかやりたいというところで、雇用審議会の専門部会と中央職業安定審議会の建設部会におきまして、具体的な検討が進められておるわけでございます。私どもは、この両審議会の御答申をいただきまして、出かせぎ労働者に対するもう一つの問題、数多くのいろいろなむずかしい問題ございしますが、こういった問題を基本的な解決できるような方向で対策を立ててまいりたい、かように考えておる次第でございます。まあ、その中で、ひとつ前提になります問題は、いわゆる私ども出かせぎ手帳という制度をとりまして、出かせぎに出られる方々が正規の公共的なルートを通じて、機関を通して就労していただく、こういうことをまず第一に考えているわけでございます。ややもすればこういった公共職業安定所とかあるいは市町村とか農協とかこういった公共的な機関、団体の手を経ないで縁故で就労される方がまだ相当数多いと思ひますけれども、そういったことによつていわゆる蒸発とか出かせぎの先でいろいろと事故が起つたり、問題が起りました場合に、その処理に非常に難渋し

なきやならないというふうな問題がございします。したがひまして、この就労経路を正常化するということにまず第一に私どもは行政の目標を掲げてゐるわけでございます。同時にまた、その就労されたあとのいろいろな問題がございしますが、そのために事前の健康診断でございしますとかあるいは就労前の一応の訓練、教育、こういったことにつきましてもそれぞれ送り出し地域の都道府県の協力を得まして逐次実施をいたしてまいつております。また、就労後の安全対策でございしますとか、間々起りやすい賃金不払いの問題でございしますとか、こういった問題を引つくるめて総合的な対策を制度的に確立するような方向で私どもは目下鋭意検討し努力をしております。かように考えておるわけでございます。

○柏原ヤス君 もう少し具体的なことをおつしやうていただきたいわけですが、何となくことはばりつぽでもはたしてそれが実現されるかどうかというところについて労働省はもつと力を入れてやっていただかなきやないんだということをお私に感じとして申し上げるわけですか。そのことをもちよつと具体的に申し上げますと、先ほど手帳のことが出ましたですね。この手帳一つ見てもほんとうに出かせぎの方たちに労働省が本気になつて取り組んでゐるのかどうかと疑われるような手帳として書かれてございします。ところが実際その手帳を、内容を見てももらいました。これは何人もの方のを見せていただいたんですけれども、大体ちゃんと書かれてないわけですね。ひどいものになると、安定所の、どこかの安定所かという名前も書いてないようなのが出ております。それから身分証明をする役場の村長さんとか町長さんの判こな人というものを押してないものがある。これは出かせぎの方たちにとつてみれば、ちやうど外国へ行った場合のパスポートのようなものでなければならぬと思つたのです。ところが発行するその安定所もまたそれに協力する役場も、もうめんどくさそうにいいかげんに扱つてゐるような感じがするわけですか。今度それを持つて出かせぎに行つた事業所のほうはそれを受け取つてきちんとした約束の条件を書き込んでゐるかどうかというところ、ほとんど書かないところが多いらしいんですね。書いてくださいと言つて、いや、言つておりやつてんだからいいじゃないか。もう人をばかにしたような言い方で鼻であしらつてゐる。そういうところが多いんですね。これは具体的な例ですけども条件が違うのでやめると言つたら、その手帳を取り上げて持つてゐるんですね、事業所が返してくれないわけですね。それで、もうそんなら訴えるぞというふうにはけんかふつかけたら出してくれた。じゃ、まるで手帳というものは出かせぎの人を守る手帳じゃなくて、適当に利用される手帳になつてないとも言えない事実を見なければならぬ。まあ、そういう点、この手帳が出かせぎ労働者のために活用され、また確かに労働省が考えていられるような出かせぎ者のためになる手帳になるようにするのは、やはり適当な予算も出してそれをきちんとつくらせるということも必要だと思ひます。しかし、こんな手帳一つですら、まるで出しておけばいいと、あとは適当にやれ、そしてかえつて出かせぎ労働者の方たちにとっては何の役にも立たないというふうなことになる現在の現状でございします。これは、まあ、このこと一つでもいいからびしつとできないものか。そうすれば、出かせぎ労働者の方たちに対して労働省はこれだけ力を入れてゐるんだということが具体的にわかると思つたんですね。一人一人がその手帳を持つてゐるわけですから、その点、もう少し私もいろんな事例を調べて大臣のお耳にも入れたいと思つております。まあ、一端を申し上げて、基本方針、そして具体的対策というものをやつぱりきめてかからなければ、こうした不況の中で、そして弱い立場にゐる出かせぎの方たちというものはますます追い詰められていくんじゃないか、まあ、こう思ひますので申し上げたわけなんです。その点、大臣にも一言おつしやつていただきたいと思います。

○国務大臣(長谷川峻君) まあ、その現物がこの場にはないものですから、私、すぐお答えにならないかもしれませんが、そういうものがありまして、たまたま私のほうへ直接ひとつお申し越しいただきしたいと思います。やっぱりそれは手帳というものは、先生おっしゃる通りに、外国のパスポートと同じように、それによって自分の権利が生まれることですから、そういう意味で、私たちが一人の人に不便をおかけすることがありますから、かりに役所の手落ちとするならこれは私の手落ちということになります、やはり私は先日、十月の初めに全国の職安の課長さんと異例な会議を開きまして、こういう苦しい時代であるから、役所の諸君は親切な行政をやる、相手が困っているときに親切をされればこれは一生忘れないし、また親切をすることによって相手が喜ぶということであるとやるほうも喜びを感じるんじゃないかろうか、こういうつもりでやらしておりますので、具体的な御不便なことがありましたら、どうぞひとつお申し越しをお願いしたいと思います。

なお、私は役所のほうにもわざわざ直通電話で「一三三」と、こういう直通の何でも相談を受ける電話を一本引いておきまして、そこにはいつでも常時二人職員を置いて、何でもすぐ御返事申し上げ、そしてまた役所の中をかけずり回って得た結論を御返事すると、こういうふうな行政の心の通うようなところを実は心がけてやらしておりますので、いまのような具体的な事例がありました場合には、遠慮なくひとつお申し越しのほどをお願いしたいと思います。

○柄谷道一君 私は、去る十一月十四日の社労委員会で、雇用情勢の現状と展望について質問しまして、現行失業保険制度を抜本的に改正し、失業給付のほか、これと三事業の経理上の区分を明確にするということを中心として、西ドイツの雇用促進法などの例を引きながら、雇用改善、能力開発、雇用福祉等を含めた積極的、総合的雇用政策を推進する必要があることを指摘いたしました。

そして、多くの民間産業労働組合や中小企業団体の切実な要望にこたえて、第七十四回臨時国会に雇用保険法案を提出すべきである、提案内容はさきの七十二臨時国会の衆議院段階における修正案を織り込むべきであるということ強く求めました。労働大臣がこの意見を尊重し、その措置をとられましたことにつきまして心から敬意を表するものであります。

私は、この法案の細目につきましてはなお検討すべき余地があると思っておりますけれども、現下の事態にあたりましては、再検討で遅延するよりも即時完全実施こそ肝要である、こういう前提に立ち、今後質量両面にわたる完全雇用を実現させたいという視点に立ちまして以下質問を申し上げます。

現在の繊維、弱電、非鉄金属、木工、合板等をはじめとする深刻な雇用情勢につきましてはあらためて指摘するまでもありません。雇用不安が増大し、これらの地場産業を多くかかえる産地では社会問題にすら発展するおそれがあると思うのであります。雇用保険法案が本国会で成立し、明年四月一日からの施行ではこの深刻な情勢に対応できないと思っております。衆議院で可決された修正案によれば、付則第二十一条で「福祉施設として」「景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を」一月一日から行なうことができる、こうされておりますけれども、この内容は実質上四月一日施行の雇用調整交付金としての雇用調整交付金をそのまゝ一月一日より交付する、こう解してよろしゅうございますか。

○国務大臣(長谷川峻君) 先生からこの雇用保険法案についての評価をいただきましたことは役所としてはありがたいと思っております。前国会に御審議をいただきましたが今日に至り、その間にもだいぶ雇用・失業情勢がきびしくなっており、皆さんが御心配くださっているところであり、また、私などもその責任を感じて奔走に努めているところ

であります。そういう雰囲気の中におきまして衆議院あるいは参議院においても実施をする場合には早く繰り上げるべきじゃないかろうか、雇用調整交付金の問題。そういう御議論がございました。原案においては来年の四月一日から実施するところ、ごさいいますけれども、やはり非常の場合には非常なことをやってお手伝いすることが一番大事じゃないかろうかということ私は政治の要諦じゃないかろうかと思っております。何さま今日のこのごさいいます、年の暮れももう二十四日でございますが、これを一月一日からおっしゃるとおり、この雇用改善事業に関する規定のうち、雇用調整に関する規定は実質的、実際に一月一日から施行する、こういう覚悟をきめておられるわけでありまして、やはり一ページを開かなきゃ二ページ目が出てまいりませんので、これをおやりいただきながらまたひとつ新しい知恵を出して、不完全なところがある場合にはそれを是正していくという形をとるべきじゃないかろうかと考えているわけであり

ます。

○柄谷道一君 一月一日施行ということになりますと、その施行部分に対しては細部の政令、通達等を出さなければならぬと思うのであります。一月一日施行に間に合わせるために、今後どのような日程で政令または通達内容を制定されようとしておられるのか伺いたします。

○説明員(関英夫君) 御指摘のとおり一月一日までは非常に日数が少ないわけでごさいいますので、この法案が成立しましたならば、二十六日に中央職業安定審議会を開催する予定にいたしております。その御意見に基づきまして実施基準等を定めて通達をし、できるだけすみやかに実施体制を整えて、一月一日からの適用が必ずできるようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○柄谷道一君 細部は中央職業安定審議会の審議にゆだねられると思うのであります。雇用調整交付金の支給につきましては一定規模以上の休業に対し、こうなっております。今日までの質問の

過程では必ずしもその内容が明らかにされていないわけでありまして、中小企業に対しては特別の配慮を行いたいという答弁にとどまっております。これは審議会が審議されるべき項目であらうと思っておりますが、現段階で、もし明らかにしていただくとするならば、その一定規模とはどの程度の規模をお考えになつておられるのか伺いたします。

○説明員(関英夫君) 現在、その規模等につきましては鋭意検討中のごさいいます、きょうここで具体的に申し上げるわけにいきませんが、できるだけすみやかにそれは確定したいということ、現在検討しているわけでごさいいます、ただ、申し上げられますことは、中小企業につきましては、大企業よりも休業のやり方等について余地が少ないといひます。自由な計画を立てられない状態にあるかと思ひますので、中小企業の場合には、大企業よりも休業規模につきましても特に手厚い措置をとらなければならぬだろうと、こういうふうにごさいいます。

それからもう一つ申し上げますことは、たとえば労働省といたしましては、週休二日制といたしたようなもの普及に努力しているわけでごさいいますので、まだ週休二日制をとってないところ、週休二日程度の休業をいたした場合にも助成するかというふうなことになるかと、それは問題でございいますので、やはりある程度以上の規模の休業でございまして、なかまたち、それは中小企業と大企業とは相当の差をつけて考えるべきだということをお考えを鋭意検討しているところでごさいいます。

○柄谷道一君 具体的にその規模の内容が明らかにされないのはまことに残念でございいますけれども、要望として、この雇用調整交付金が現下の深刻な雇用情勢に対応して失業を予防するために行なわれるものであるという趣旨を十分御理解の上、それがその失業予防に有効に作動するようにきめのこまかな、しかも現実を配慮した基準が設定されることを強く求めたいと思ひます。

なお、あわせて、一昨日の質問を聞い

ておりますと、どうも中小企業、大企業というところが極端から極端の議論としてかわかっているような感じを受けますのであります。中小企業は現在資本金一億円以下、そして従業員五百人以下、そのいずれかに該当するものをもって中小企業とするという定義でございまして、しかし、大企業とい

いますと五千人、一万人と従業員をかかえるところをもって大企業という通念が一般に行なわれているわけでございまして、その政策の谷間に中堅企業があるという事実をこれは無視することはできないと思うのであります。産業構造が今後改善されてまいりますと、五百人をこえるいわゆる中堅企業が中小企業としての政策的な手厚い援助も受けられない、さりとて大企業のような企業力もない、こういう中堅企業が存在するわけでございまして、本法制定には間に合いませんけれども、通産省とも労働大臣十分この点について御検討願ひまして、日本の産業構造の今後の展望にとらみ合ひして、これら中堅企業に対する雇用対策についてどのような配慮が必要かという問題について真剣な御討議をお願いしたいと思います。時間の関係でこれに対する私の考え方はあらためての機会にまた申し述べたいと思うのであります。

次の質問は、失業給付の所定給付日数につきましては、原則として就職の難易度に応じて定めることになっております。そして、これだけで十分に対処できない場合に各種の給付延長制度を活用することがそのためでありまして、しかし、最近のような深刻な雇用・失業情勢のもとではまさにこの延長制度が生かされなければならないときではないかと思ひます。若年労働者の再就職につきましても遠藤局長は比較的容易である、こういう答弁をされているわけでございましてけれども、現在のような不況の際には、事業や職種の転換を余儀なくされまして、その結果、従来の経験や知識や技能を十分生かせなくなる。このために九十日の給付日数では十分な就職活動ができない人が多く出てくるのが予想されるのであります。個別延長の基準でこのような事態に対処して若年者も

安心して求職活動が行なわれるように措置していく必要があると思ひます。そこで労働省としては、この九十日をもって十分な就職活動ができない場合は、さらにこれを百五十日まで延長して完全雇用がはかれるよう努力する、こういう御趣旨であると理解してよろしゅうございまして、

○政府委員(遠藤政夫君) たいま御指摘のように、私も一般的にはこういう不況下におきましても、若年労働者の就職は比較的容易である、過去の実績におきましてもその実例がございまして、最近の事態におきましても、まだまだそういう状態は続いているんじゃないかと、かように考えております。しかしながら、こういう不況によりまして雇用・失業情勢が深刻になってまいりますと、一般的にはそういうことを言っても部分的にはいろいろ大きな問題が出てまいります。そこで、たいま御指摘の雇用保険法案によりまして個別延長の制度がございまして、この個別延長の制度につきましても、従来は中高年齢者でございまして、か、身体障害者とか、そういう客観的に就職が困難と認められる方々についてこの個別延長という制度を発動してまいりたいと、こういうふうなつもりでこの法案の作成に当たっておったわけでございまして、しかしながら、御指摘のございまして、たように、こういう深刻な不況が長期的に継続するということになりますと、従来の離職をされた方々で過去に蓄積された技能や経験やそういうものを十分に生かし切れないために、短期間に所定給付日数内で就職できないというふうな事例もかなり多く出ることも十分予想されるわけでございまして、したがって、そういう関係の方々につきまして、この所定給付日数の個別延長といたした制度を合理的な範囲内で基準を定めてそれ

に十分対応できるように体制をとってまいりたい、具体的には審議会の御答申に基づいてその発動を考えてまいりたい、かように考えております。○柄谷道一君 まあ、その点に対する十分な配慮を求めますとともに、たとえば繊維産業等の場合におきましては、地場産業という特色を持つ地域

が多うございまして、有効求人倍率が福井県、石川県の場合は、すでに十月度において〇・八台に低下しておる、そういう実態でございまして、就職活動の難易につきましても、さらに地域的な問題もこれから出てきようと思ひます。これらに対する有効な対策というものについても強く要望し、次の質問に移りたいと思ひます。

雇用改善事業等の三事業を円滑に推進させるためには、参加の体制、事業内容について労使の意見が十分に反映される体制を確立することが必要であらうと思ひます。三木総理大臣も決まり対話へとその所信表明の中で明らかにされました。現在の世間のやはり大勢は抵抗から参加へという大きな胎動が見られるわけであります。この点に對しまして第七十二臨時国会の附帯決議の中に、この参加と意見反映の問題が決定されたわけでございまして、衆議院段階ではこの問題に對して触れられておりません。当然労働大臣は、この参加とそして労使の意見反映につき格段の配慮をされるものと理解いたしますが、いかがでございまして、

○國務大臣(長谷川峻君) 私は三木さんが対話と協調をやる前に自分でやってきたつもりなんです。それはもう労働問題は対話と協調がなくちゃだめなんだ、ことに加工国日本は勤労者の汗の上につくられているという私は信念を持っておりまして、ですから、ことしの春なども三十数回も組合の諸君にお会いするという形でございまして、先生がおっしゃった御意見のとおりと私は思っています。○柄谷道一君 それでは、その意見反映ということについて、具体的にはどの審議会意見で徴し、その反映につとめられようとしているのか、お伺いします。○説明員(関英夫君) この法律に基づきまして雇用改善事業等の三事業の実施にあたっては中央職業安定審議会の意見を聞くと、こういうことになっておりますし、また失業給付の関係の重要事項についても中央職業安定審議会の意見を聞かな

ければならないことに法律上なっております。そういう意味で成立後できるだけ早い機会に三者構成の中央職業安定審議会の意見を聞いて、その答申をいただきまして、具体的な基準を設定してまいりたい、こういうふうな考えております。

○柄谷道一君 同様第七十二臨時国会の衆議院可決時における附帯決議の中には、公共職業訓練の強化と、その制度全体の体系化及び資格の社会化、行政体制の充実強化と窓口におけるサービスの向上という問題が触れられております。この点に對しましても、その趣旨を十分尊重しつつ今後の運用が行なわれるもの、それが行政に実施されるものと理解してよろしゅうございまして、

○政府委員(遠藤政夫君) 御指摘のとおりでございまして、こういった先般の七十二国会におきまして附帯決議が付されております。この内容で今回衆議院の附帯決議から落ちておるものもございまして、さういふ点につきましても、衆議院の附帯決議がございまして、大臣から先般の通常国会で答弁いたしましたとおり、責任をもって対処してまいりますと、こういうお答えがございまして、私どもは前回流れたからといって、その答弁されました趣旨に反することを運用上実施いたすつもりは毛頭ございしません。全般を通じて御指摘のございました点、お答え申し上げました点を誠意をもって対処してまいりたい、善処してまいりたい、かように考えております。○柄谷道一君 雇用保険法案が本国会で成立いたしますと、失業の予防には相当の効果を期待することができると思ひます。しかし、企業倒産、特に中小企業の倒産時における労働債権の確保に対する救済措置はきわめて不十分であると言わなければならないと思ひます。実体法上民法三百六条の第二号、商法二百九十五条等では其益の費用に次ぐ一般の先取り特権として労働債権を認めておりますけれども、しかし、それは追及力に欠け、特別担保権者に對抗できません。いわゆるしり抜けであります。企業倒産時の訴訟法による貸金債権の保護につきましても、

破産法では別除権、財団債権に次ぐ第三番目の優先的破産債権としての順位を与えられているにすぎません。また、会社更生法の中でかろうじて更生手続前六ヶ月間の給料、預かり金等が共益債権として認められておりますけれども、しかし、この更生手続には期間を要しまして、その間労働者としてはこの労働債権の確保にきわめて不安定な状況のまま推移せざるを得ないという欠陥を持っております。さらに使用者の夜逃げなどによりまして、破産法に基づく破産手続が破産財団を欠くために行なわれないという場合には何ら労働債権確保の道がないわけでありまして、また、社内預金の保全につきましても、現在の労働省の方針からいたしますと、労使の自主管理制というものが含まれておりまして、これは債権確保に對して必ずしも実効力を持つものとは言えないと思うのであります。十二月の十三日でございますが、労働省労働基準局が貸金不払いの概況を発表されております。それによりますと、四十八年十月から四十九年三月までの前期繰り越しと本年九月末までの新規分を含めると、六千七百九十七件、対象労働者四万四千九百三十三人、金額にして六十六億七千七百六十四万の労働債権がいま問題として残っていることが発表されております。で、昨日基準局長はこれらに對する労働省の対策について説明をされたわけでございまして、それはあくまでも現象的な事象を追う対策でございまして、真に労働者の債権確保の万全の措置とは言えないと思うのであります。民法や商法や会社更生法、破産法が制定された当時と現在とは社会通念の上で大きな変化がいまあると思うのであります。そうして考えますと、現在、いま申し上げましたような実体法上の弱さをカバーする法の改正または新しい法の制定ないしは社内預金の保全方法に對するしり抜けの排除、さらに国、地方公共団体の立てかえ払い、または共同保証機関の設置というような抜本的な労働債権確保のための制度確立がいま強く求められていると思うのであります。この点を補強いたしませんと、労働大臣の言

われしました精神は画竜点睛を欠くということになると私は指摘をいたします。これはきわめて大きな法の改正につながる問題でございまして、これらに對する労働大臣としての明確な答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(東村金之助君) ただいま御指摘ございました労働債権の確保の問題でございまして、実定体上の問題、御指摘ございましたとおりでございます。つまり、通常の場合ないしは破産法適用の場合、会社更生法の適用の場合、あるいは使用者が行くべき不明になつてしまつた場合、いろいろ実体法上問題はありますが、おっしゃるとおり、労働債権がどれだけ保護されているかという点については問題をなしたいと思ひます。それから、社内預金保全の問題でございまして、これはいろいろ保全の方法を考えておりまして、金融機関による保全の方法、あるいは質権設定の問題、信託の問題等々やっております。これについては現在までのところ返還不能の金額はそう目立つたものではございませんが、もちろん問題は残ると思ひます。いずれにいたしましても、そういう点を何とかしなければいけないということは考えております。そこで、最後に御指摘のあったように、これらの法律の問題を踏まえながら、抜本的な救済策はというお話でございまして、確かに私もそういう方向で考えておりますが、何せ法律上いろいろ問題がございまして、そういうものを研究した上で、救済制度が新しく発足できるような、そういう方向で検討してまいりたい。なお、その間につきましても、現在労働基準法で貸金不払いがございまして、罰則つきで強制しておりますので、早期把握、早期解決という方向でやっておりますと思ひます。ただいま数字について御指摘ございましたが、ことしの三月から九月の間、発生いたしました約四十億の債権につきましても、現在申し上げましたように早期把握、早期解決ということで三十八億程度は解決をしているということでございます。なお、抜本的な救済制度についての今後の具体的な対策等は、現在これから十分

検討してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(長谷川峻君) 私は、いままでの高度経済成長でなれておりまして、そして、こういうショックを受けて、——国際的なショックやいろいろなものがございまして、私はやっぱりことしの暮れから来年というのは、ほんとうに敗戦以来の国難だと思つております。まさに異常事態である、異常事態には異常な事態に應ずるだけの私は対策を講ずべきだと、こういう感じを持っておりますから、いろいろ法律上の制約がおっしゃるとおりありますけれども、この国、地方公共団体の立てかえ払い、あるいはまた共同保証機関の設置、これはことしじゅうに研究させまして、一部はことしじゅうに発足をさせ、明年から何とかこれを法律の事項としてでも実施できるように熱心に研究してこの非常事態、国難というものを打開して働く諸君に安心をひとつ求めていく、こういう決意でありますことをこの際申し上げておきます。

○柄谷道一君 次に、雇用保険法の制定に伴ひまして三事業について短期雇用特別被保険者を多くかかせる産業にこれを十分活用できる配慮を行なうことが当然でありますけれども、婦人労働者の雇用安定と福祉の増進をはかることもまたきわめて重視されるべきであらうと思ひます。このため育児休業制度をはじめとする援護措置をこの事業の中に私は含めるべきであると思ひます。去る十一月十四日の私の質問に對しまして森山婦人少年局長は、雇用保険法の事業の中の一環として育児休業を実施する事業主に對し援助措置を講じた、こゝろ答弁されております。また、衆議院附帯決議の中でも新たに「育児をはじめとする」具体的な一項目が追加されております。こうした経緯から見まして、当然今後育児休業の援護措置が三事業の中でとられるものと理解をいたしますけれども、本件に對する大臣の明確な答弁を求めたいと思ひます。

○國務大臣(長谷川峻君) おっしゃるとおり、附帯決議にそういうことがありますが、かねてから

勤労婦人福祉法の規定に基づいて育児休業の普及、促進につとめてきたところでありますけれども、先日の衆議院で採択された附帯決議も十分尊重しながら雇用保険事業の一環として育児をはじめとする婦人労働者の援護措置を講じてまいりたい、研究してまいりたい、こう思つております。

○柄谷道一君 婦人の就業問題の中でまた配慮しなければならぬ問題は、交通遺児をかかえた寡婦やその他の事情によつて生じた母子家庭の母の就業問題であります。特に本年十月交通遺児育英会が調査したところによりますと、全国の小・中・高校生の交通遺児家庭三万六千五百五十五世帯のうち九割が低所得層、うち五割が生活保護層、そして母親の三人に一人は病氣または病氣がちで定職につけない、このために高校進学を断念したり学校の退学、休学、さらには母子離別の悲劇すらやむなくされていると発表されております。まさにこれは人間以前の貧困状態にあると言わなければならないと思ひます。これらに對しましては、もちろんその交通事故補償、医療問題、住宅問題、教育問題、生活保護等の総合的な施策が必要であることは当然でございまして、けれども、やはり何と言つてもその根本策は寡婦の雇用を促進することではないかと思ひます。資格も技能も持たない寡婦に適切な職業訓練を施しまして安定した職場を供給することが重要であると考えています。婦人と年少者の行政をあずかる労働省として、これら寡婦の雇用促進について今後どのような対策を講じていかれようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま先生御指摘の交通遺児をかかえた寡婦、こういった方々の就業問題は、これは中高年とか身体障害者と同じように並んでなかなかむずかしい問題でございまして、社会福祉の充実とか職業能力の開発あるいはこういった人たちのための雇用関係の整備、こういったいろいろなむずかしい問題がございまして、こういったものもろの問題を総合的な見地に立つて一つ一つ解決することが前提として必要になつて

まいります。私もいたしましても、こういった交通遺児をかかえた寡婦の方々の雇用についての実態をまだ十分見きわめておりません。こういった調査も必要でございますし、そういった実態の把握を進めると同時に、こういった人たちの雇用の場の確保ということにつきまして、積極的に検討をし、努力をしてまいりたいと、かように考えております。

○柄谷道一君 今日までの労働省の雇用政策として中高年、身障者、これらに対する雇用促進の道は十分とは言えないにとられてきておるところでございますけれども、こうした母子家庭の母の就業、その就業促進のための助成措置、援助措置というものはほとんど見るべきものがなかったと言つても過言ではないと思つております。ただいま局長から前向きな御回答をいただいたわけでございますけれども、早急にこれらの問題について実態を把握し、そして適切な雇用に対する援護措置がとられるように強くこれは労働大臣に要望をいたしておきたいと存じます。

次に、去る十二月九日に私が紹介議員になつたわけでございますが、千百名以上の方々から「家内労働者の生活の向上安定のため休業保障制度の制定に関する請願」というのが提出されております。現在の家内労働者の封建的な従属関係に縛りつけられ、そして低い賃金で長時間労働を余儀なくされている現状につきましては、多くを語る必要はないと思つております。そして、家内労働法が制定されたとは言ひながら、その安全対策につきましてもきわめて不備であります。また、このような経済情勢の大きな変動が襲つてまいりますと、まず第一にその不況のしわ寄せを受けるのは、これらの家内労働者であります。しかし、この家内労働者に対しては、今回制定されます雇用保険法をもつてしてはその救済の道がないわけでありまして、こうして考えてみますと、現行の家内労働法というものをもう一度洗い直して、失業保険法を雇用保険法と抜本的に改正したとく、この家内労働法についても現下の深刻な雇用労働情勢と、

そして高度経済成長時代から低経済成長時代へと移行していくにあつて、現行家内労働法がはたして万全の機能を発揮するものかどうかということについてこれは再検討を行ない、その補強をすべき時期ではないかと私は思います。この家内労働法に対する今後の労働省としての所見を伺いたい。

○政府委員(東村金之助君) 家内労働法につきましては、制定されて日まだそうたつておりませんが、いまは、現段階におきましては、家内労働法の施行のPRといひますか、あるいは徹底といひますが、そういうことをやっておる段階でございますが、かたがただいま御指摘のような問題も出てまいりましたし、その他最初予想しなかつたような問題も出ることは事実でございます。そこで、そういう問題を含めてこれからどうするかということが、現在家内労働法の審議会等で問題になっておりますので、ただいまお話があつた問題についても、その中で御検討されるのじゃないかと、このように考えております。

○柄谷道一君 御検討されるのではないかと受け身の姿勢ではなくて、ほんとうに労働大臣、いまこれはいへんなんです、家族労働者の現状は、これはゆつくりと検討しておつていいという種類の問題ではないと思つて、ひとつ大臣、この問題については熱意をもつて、むしろ労働省が積極的にこの問題解決のために動くという気魄をもつてひとつこれは臨んでいただきたいと思つております。

次は、私は、雇用保険法案の成立、施行という問題は、新しい日本の雇用政策を展開するいわばこれは幕あけであらうと思つております。確かに高度経済成長にさえられた旧来のパターンによる雇用政策では、今後の雇用・失業情勢に対応できなかつたと思つております。私はそういう意味において本法の成立は意義のあることと思つております。すなわち、今後、いかに具体的に本法に制定された内容に肉づけをし、新しい政策を展開していく

かということにその焦点が向けられなければならないと思つております。

中山伊知郎教授が議長をしておられるます社会経済国民会議は去る十二月十三日に、「インフレ下における政・労・使の協力に関する緊急提言」といふものを行なつておりましたが、私は、引き続いてこの会議が、現下の雇用保障に関する緊急提言として、第一に、雇用保険法の即時完全実施と三事業に対する政府の積極的国費の支出、第二に、福祉的雇用機会の創設とその拡大、第三に、雇用審議会の機能の強化と雇用対策法及び職業訓練法の充実、第四に、全業種の完全週休二日制の完全実施の四項目を緊急提言を行なう予定であると伺つております。私はその内容をあらかじめ見せられたわけでございますが、この内容を評価し、これに対して非常な共鳴を覚えるものであります。

そこで、今後こうした総合対策を進めていくとする場合に重要な機能を発揮するのは雇用審議会の雇用問題はひとり労働省だけの力をもつてして完全な雇用政策が推進されるはずはありません。農業政策、産業政策、地域政策の拡充と、これに関連する総合的雇用政策の確立ということがきわめて重要になると私は思つております。で、これらの各省のワケを越えた総合的な雇用政策を樹立するために設けられたのが雇用審議会であると思つております。ところが、この審議会の運営実態を眺めておりますと、どうも閑居休業、といつては失礼でございますけれども、十分その機能を発揮してわが国の雇用政策に対する有効な基本政策を策定してはいるとは思ひながら、面が多いのであります。私はこのような観点から、これらの雇用審議会の機能の充実強化について特段の配慮がなければ、たとへば出かせぎ労働者、さらに中小企業の産業政策と関連する雇用政策のあり方というものについて一手一手おかれていくのではないかと思つております。そういう観点から、私は、特にポスト雇用保険法という視点に立ちまして、それらの問題

点を雇用審議会を中心として全国政が総合された雇用政策が今後展開されていく必要がある、こう感ずるものであります。その点に対する労働大臣としての今後の総合雇用政策の策定について、これら審議会の活用等を含めてどのような考え方を持つて対処されていくかと思つておられるのか、この点についてお伺ひいたします。

○國務大臣(長谷川峻君) 雇用保険法案について評価していただいたことに敬意を払います。今度の雇用保険法案が何といたしましても新しい労働政策である、すなわち従来のように高度経済成長の時代、完全雇用の形はとりましたものの、しかし、日本は老齡、高齢者の諸君が多くなりまして、地域的な問題あるいはこういう方々の問題、なかなかばらつきがございます。さらにまた農林水産にまで適用するという新しい制度、こういう問題によって私はまさに幕あけだといふ評価はそのとおりだろう、またその誇りを持っているものであります。そして一方、あなたがおっしゃつた中山さんの国民会議の私は先日その書類を拝見しまして、さうぞく福田副総理その他関係閣僚に全部私のほうでお配りしました。すなわち国政の中心、いろいろあるでしょうけれども、やっぱり汗を流す諸君、こういう問題に注目していく姿というものが一番大事なんじゃないかと、こういうことを感じております。でありますから、いまから先提案されるいろいろな問題もあるでしょうけれども、私はやはり学識経験者の方々が長い目から問題を見たものを、お互い行政をやる者がときに現実の情勢を踏まながらこれを率直に推進していく、そして社会全体が勤労の問題について常に対立なし、協調とそれこそ対話の中からいろいろなものを一つずつ生み出していく、こういう姿勢であるべきだと、こう思つておりますので皆さん方の御支持あるいは御支援というものを、激励をいただながらそういう方向に持っていくことが近代国家として日本がどういふ時代にも生きていく最後の生きる道だろう、こう思つておりますことを御理解いただきたいと思います。

○柄谷道一君 いま、非常に大臣の答弁としては、けっこうな御答弁をいただいたわけでございますけれども、私が以上幾つかの質問を申し上げました中で明らかなく、この雇用保険法が制定される、それはそれとして、むしろ問題は今後にある、こう思うのであります。衆参両院における附帯決議について尊重していきたい、また私の、たとえば交通遺児をかかえる寡婦の問題、婦人労働者に対する雇用促進の問題、さらにそれぞれの委員が指摘されました問題につきまして大臣の答弁をいただいたわけでございますけれども、私はただその大臣のおこぼれがことばとして終わらないように、誠実にそれが具体的労働政策として実現されますことを強くあらためて求めたいと思っております。

なお、労災保険法の一部改正につきましては、その細目について言うならば、全面適用の問題、給付水準の問題、スライド制の問題、背損患者に対する取り扱いの問題、四十日分の減価調整の廃止等の問題、内在する問題は多くあるうと思っております。しかし、これに対して今日までの質問で労働省のお考えが発表されましたし、また現在労災審議会がこれらの問題について洗い直しの検討が行なわれ、昭和五十一年度通常国会提出を目途として、鋭意検討が行なわれていると聞いております。したがって、時間の関係から、これらに対する質問は省略し、特に四十日分の減価調整と付添介護料の是正について、今日までの質問の大臣答弁にありましたように、早急に善処されんことを求めまして私の質問を終わります。

○国務大臣(長谷川峻君) ちょっと柄谷先生のさっきの労働債権の確保についての御質疑中、私が答弁した中に、「今年中に」検討し、「明年中に」発足させる旨の答弁がございましたが、「今年中に」を「来年度中に」、「明年中に」を「昭和五十一年度一部、五十二年度に全面的に」と訂正をいたしたい、こう思います。

○柄谷道一君 答弁であるので、そういうことが労働省の所見であるということはおわかりいただけます。

も、しかし、私繰り返して申し上げますと、現在の当面している状況がきわめて深刻であることは御理解のとおりでございます。基準局長御指摘のように、その間の応急措置は講ずるということでは当然でございますけれども、いまの大臣答弁も一日でも早くその具体的成案が樹立されますことを重ねて求めたいと思っております。

○委員長(山崎昇君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分から再開することとし、休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、雇用保険法、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、質疑を行ないます。

○須原昭二君 私が当法案に対する審議の最終の質問者であります。いろいろと総括的にお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、その前に一般的な問題点として基本的な問題に触れておきたいと思っております。

失業保険の主たる目的というのは、もう言うまでもありません。失業者の生活保障であります。就職の促進だとか失業の予防だとかその他の福祉向上のための事業というものは現行法の福祉施設というところと規定をされておるのであります。したがって、それはあくまでも主たる事業に付随する付随的な事業であります。ところが、この本法案のねらいは、提案説明の中でも明らかにされておりますように、失業保険制度を改善、発展をさせ雇用に関する総合的機能を持つ制度の創設、創設というふうな表現をされておるわけでありまして、失業保険制度を改善、私たちがこのことばで言うならば、改善をして、雇用対策あるいは労働力対策に置き換えておられる制度として考えられておることが非常に明瞭になっておると思っております。そもそも、その雇用改善事業だとかあるいは能力開発事業というものは、政策の体系として別立てのものであると私は思います。たとえば、雇用対策法あるいは中高年雇用促進法、雇用事業団法あるいは駐留軍関係炭鉱離職者臨時措置法、港湾労働法、こうしたものはすべて雇用関係法であります。能力開発事業では、いわゆる職業訓練法というものがあられるわけですが、この法案の三事業とこうした政策体系は異なる関係にあるかということが私には疑問になってくるわけでありまして、この点をひとつ明瞭にしておいていただきたいと思います。いかがですか。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま先生から御指摘のありました点でございますが、わが国の雇用法制はいわゆる雇用対策法を中心としたもので、雇用対策法の中に盛り込まれております各般の雇用の施策を、職業安定法、職業訓練法あるいは身体障害者雇用促進法、中高年齢者等の雇用促進に関する特別措置法、あるいは駐留軍、炭鉱離職者の臨時措置法、こういった法律によってその基準を定め手続を施行いたしておるわけでございます。今回のこの雇用保険法案におきまして、これをその実現の手段として規定をいたしておるわけでございます。言ってみますと、雇用対策法の中に示された各種の雇用政策、雇用の施策の中で、使用者の社会的責任に属するものとして使用者が全額負担する保険料をもって支弁するものが適当と認められるものについて、この雇用保険法の三事業のワクの中で行なう、こういう関係にございまして、したがって、雇用対策法の一環としてこの三事業につきましては、雇用保険法による使用者負担の保険料でこれを実施いたします。その他の面につきましては、国の一般の施策として実施される、こういう関係にあるわけでございます。

○須原昭二君 こうした三事業というのは副次的な事業であって、本来被保険者だとか被保険者であった者に私は限定されるべきものである、一般労働者までこれを包含するところにいるいろいろな疑問点が出てくるわけです。時間の関係がございまして、意見だけ申し上げます。時間関係がございまして、意見だけ申し上げます。

次は、労働大臣は提案の趣旨説明の中で、雇用・失業情勢の基本的な変化をとらえて、質的な意味での完全雇用の実現が課題となっている、こう述べておられるわけですが、質的な意味での完全雇用とは、はたしてどういうことなのか、明確にひとつお尋ねしておきたいと思っております。いかがですか。

○国務大臣(長谷川峻君) これまでの経済成長の過程で雇用の機会是非常に増大しております。最近のような一時的な景気停滞期を別としますと、いうと、基調はむしろ量的にはほぼ完全雇用に近い状態となっております。これは外国も、ときにはうらやむところがあります。しかしながら、年齢あるいは職業、地域によつては労働力の需給の不均衡が見られますので、質的な面ではなお解決すべき問題が残されていると私は思います。さらにその上に今後高齢者の社会にほとんど日本は移行してまいりますし、産業構造の変化なども新しい事態を迎えていると思っております。それに対処していく必要がどうしてある、こういう問題にこたえるためには、すべての労働者にゆとりのある充実した職業生活を実現することが今後の私は雇用政策の重要課題だと、こう思っているわけでありまして、そういう意味で、質的な意味で完全雇用を実現したい、そういうふうな解釈をしているところでもあります。

○須原昭二君 質的な意味での完全雇用、こういう面から見て、いまの日本の労働市場を考えてみますと、多くの問題があるわけです。特に雇用対策上最も重要なことは、雇用の二重構造、いわゆる不安定な就業状態が拡大されてきている事実、こういう現況をはたして労働省は完全に掌握をしておられるのかどうか、この点が私は疑問であります。

ますから、その点は特にお尋ねをいたしておきたいと思うわけです。不安定雇用あるいは不安定就職の状態は、製造業においては、特に新設の工場ほど本工は少数精鋭にしてしまつて、要員を切り詰めて、その他はすべて下請の社外工に依存をしている、そういう傾向が非常に強くなつてきておるわけです。たとえば四十八年の鉄鋼連盟の調査によりますと、大企業であります新日鉄なんか、旧の八幡製鉄、これは本工が二万三千六百八十八人、しかし社外作業の工事の下請関係に渡しておる従業員が一万九千三百十三人、八一%を占めておる。新しい工場の君津なんかを調べますと、本工が七千二百二十名、下請のほうは一万三千六百九十九、新のほうは、一七〇%を占めておるわけです。あるいは日本鋼管を見ますと、旧の京浜、——川崎の京浜ですか、本工が一万四千五百五十三名、下請社外工が六千六百二十五、四六%でありまして、新しい福山の工場を見ますと、本工が一万七千四百五十五名、工事下請関係が一万九千二百四十七、一七〇%とふくれ上がつておるわけです。川崎製鉄を見ますと、旧の千葉工場、これは本工が一万二千三百四十七名、下請関係を見ますと八千八百四十六名と実は少数であります、新工場の水島ですか、これを見ますと、本工は一万一千六百七十七名、それが下請関係を見ますと一万一千三百十三と、このように旧工場から新工場へこの内容がずつと変わつてきておるわけです。こういう状態、特に生産工程の省力化、代表的にはコンピュータの導入などが考えられますが、本工要員を最小限度に食いとめて関連企業だとか関連社外工を活用して経営上の経済効力を高めていこうとする、いまではこうした下請社外工は本工と同一質の労働条件をしいられておるわけです、一面、景気変動の際にはこれらの人たちは雇用の調整の安全弁として実は容赦なく首を切られていく、そういう現実がいま明らかになつてきておるわけです。こうした情勢の中で問題となるのはまず第一に、雇用の責任が不明確にされる情勢が多いことです。二番目には、労働条件の決定機能を

持つていないということです。三番目には、労働能力だとか職業能力の維持向上の保障措置がなされてない。四番目に、しかも労働災害、それも重度の公害の被害を集中的に浴びておる。こういう諸点があげられますが、こうした事実と状況を政府はどう考え、とらえておるのか。これは明確にひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(遠藤政夫君) 臨時工とか社外工とか一般的にいわれる不完全就業あるいは不安定雇用といったような総称で呼ばれております。こういった形の労働者、こういう人たちにつきましては、昨年度のいわゆる高度経済成長に伴ひまして雇用機会が著しく増大し、雇用量が増大したことに伴ひまして一般的に申しますと、こういういわゆる不完全就業といった部類に属する人たちは減少していると考えられております。ただ、しかしながら、不完全就業あるいは不安定雇用といったものをどういうふうに定義づけすればいいのか、どういう形でその実態を把握できるのかということになりまして、いろいろ就業時間とか賃金収入、そういった面の基準をどこで求めたいのか。あるいは労働者の意識の問題等々といったような関連ございまして、統計的に実態を把握することはきわめてむずかしい状態にございます。しかしながら、だからといって問題がないんではなくて、いわゆる季節出かせぎでございますとか、臨時工あるいは社外工、こういった範疇に属する人たちはいま御指摘のようにいろいろと存在いたしておられます。その雇用状態の改善をなさなうらぬという面はこれは私も強く認識をしておるわけでございまして。特に建設業等の下請関係におきましては雇用関係が不明確である。あるいは賃金支払いの条件が明らかにされてない。いろいろ労働関係におきまして問題がたふさんございます。こういった面につきまして、私も雇入れの関係あるいは賃金支払い等といったような基本的な問題を十分明確にするような措置をとるよう雇入れの段階から指導いたします。同時に就業時の安全問題でございまして、いろいろ労働条件の面で多くの問題をかかえております。こういった点について極力それぞれの法規、それぞれの制度のもとにこの改善を指導してまいつておるわけでございまして。

○須原昭二君 いま指導というおことばを使われておりますが、つまり労働大臣が提案説明の中で申されました質的な意味での完全雇用の実現、この課題の中には当然これらの問題が入つておらなければならぬと思うわけです。そういう点で、指導していくという一片の御答弁では私たちが了承できないわけです。こういうものについていかなる措置を完全にとつていくか、ここに私は完全雇用への道の大きな問題点がひそんでおるのではないかと思います。したがって、きょうはこれを論議をしておりますとあれですから、問題を提起をして、ひとつせひとも善処していただきたいと、かように思つております。

○政府委員(森山眞弓君) 御指摘のとおり、婦人労働問題は非常に重要な問題でございまして、これにつきましては昭和四十七年に御承知のように勤労婦人福祉法が制定されております。この法律の趣旨に基づきまして、昨年の七月勤労婦人福祉対策基本方針というのが策定されて、この方針に基づきましていろいろな施策が総合的に行なわれておるところでございまして。たとえば婦人の適性、能力等に見合った職業が選択できますように、職業指導の強化ということが行なわれておりますし、また職業訓練施設におきまして職業訓練の充実ということも、特に婦人労働者につきましても強化されておるところでございまして。

また、婦人の職業に関する調査、研究の成果というものを広く関係者の方々に提供いたしまして、この問題を認識していただくということにもつとめておるわけでございまして。さらに、勤労婦人の労働条件の向上という面でもございまして、この婦人の能力の有効な発揮をはかるためにもまた必要なことでございまして、雇用の機会を拡大いたしまして職業分野の拡大をはかるということに努力しているところでございまして、たとえば不合理な雇用慣行の是正等につきましては、指導を実施しているわけでございまして。

そのほか、家庭生活との調和という面につきましては、たびたびこの場でもお話が出ました育児休業制度の普及にとつておりますし、また、企業内の育児施設も整備に努力しているところでございまして。それから、妊娠及び出産中の勤労婦人の健康管理の充実のためには、事業主に対する指導基準を作成いたしまして、行政指導を行なつております。そのほか、同じくこの法律の中に書いてございまして、勤労婦人のための総合福祉施設、働く婦人の家とか勤労婦人福祉センター等の設置にもつとめておるところでございまして。さらに、社会一般の御理解をいただきますために、婦人労働

条件の面で多くの問題をかかえております。こういった点について極力それぞれの法規、それぞれの制度のもとにこの改善を指導してまいつておるわけでございまして。

○須原昭二君 いま指導というおことばを使われておりますが、つまり労働大臣が提案説明の中で申されました質的な意味での完全雇用の実現、この課題の中には当然これらの問題が入つておらなければならぬと思うわけです。そういう点で、指導していくという一片の御答弁では私たちが了承できないわけです。こういうものについていかなる措置を完全にとつていくか、ここに私は完全雇用への道の大きな問題点がひそんでおるのではないかと思います。したがって、きょうはこれを論議をしておりますとあれですから、問題を提起をして、ひとつせひとも善処していただきたいと、かように思つております。

○政府委員(森山眞弓君) 御指摘のとおり、婦人労働問題は非常に重要な問題でございまして、これにつきましては昭和四十七年に御承知のように勤労婦人福祉法が制定されております。この法律の趣旨に基づきまして、昨年の七月勤労婦人福祉対策基本方針というのが策定されて、この方針に基づきましていろいろな施策が総合的に行なわれておるところでございまして。たとえば婦人の適性、能力等に見合った職業が選択できますように、職業指導の強化ということが行なわれておりますし、また職業訓練施設におきまして職業訓練の充実ということも、特に婦人労働者につきましても強化されておるところでございまして。

働の問題につきまして啓発活動を積極的に進めているところがございます。

○須原昭二君 まあ、この勤労婦人福祉法というのは私たちがかねがね言っておりましたように、精神的なそういう支柱のような感じがして、あとは行政機関の指導に重きが置かれておるわけですね。私たちが言っているのは、制度化をきちんとせよということです。たとえば西ドイツのような雇用促進法とか、解雇制限法とか、あるいはフランスの全国雇用保障協定とか、アメリカの雇用における年齢差別禁止法とか、イタリアの短期労働契約規制法とか、作業請負規制法とか、そういうきちんとした抜かりのない制度化をすべしということが、われわれの主張なんです。

そのためには、少なくとも同一事業所に働く労働者については、雇用形態あるいは雇用関係のいかににかかわらず、同一労働同一賃金、同一労働条件の確立をはかるために、短期労働契約とかあるいは作業下請による労働者の使用の規制、その賃金、労働条件を本工並みにするための具体的ななやり方施策を講ずる必要が今日時点では非常に重要な問題点だと思います。その点についてこれは検討する、これから検討していただかなきゃならないと思いますが、その点はどうでしょう。

○政府委員(東村金之助君) ただいまお話ございましたような社外工等の問題で親企業といいますが、そこ同一労働にある場合に、同一賃金、同一労働条件というお話がございましたが、まあ私どももいたしましては、この社外工等が多く使われております、たとえば造船であるとか鉄鋼であるとか、そういうところにつきましては、いまお話ございましたが、災害の問題が非常に多く出ております。この災害の問題につきましては、やはりそういう雇用形態の中にあるということも一つ原因でございますが、同一の場所において入り組んだいろいろな作業が行なわれているということから出てくる問題が非常に多いというふうに考えまして、この親企業のほうに一定の規制をいたしまして作業が全体的に整齊と行なわれるようにと

いうことを考えてこれはもう法律で現在行なっているところでありまして。それから、いまお話の同一賃金、同一労働条件の確立というお話でございますが、これはやはり企業がそれぞれ異なると思いますが、やはり労使間で賃金なり労働条件を決定するの現在のたてまえ上当然であるということとでやっておりますが、ただいま申し上げましたように、安全衛生等の面におきましては、やはり労働条件全般にかかわる問題にもなっておりますので、そういう労働条件についてよく親企業、中小企業一括含みまして労使で自主的に決定すると言いながらや、やはり安全の面等からそれを引き上げるようなそういう指導もしてまいりたい、現にやっていると、こういうところでござい

ます。

○須原昭二君 これはひとつ制度化を踏み切っていただきたいと思うわけですが、次へまいりましょう。職業訓練のあり方でありまして、今回の能力開発事業にしても訓練をやろうという事業主には金を出さそうという程度のものでないかと私は思うわけですが、一体職業訓練というのはどう考えているのか、基本的な姿勢を疑わざるを得ないわけですね。特に職業訓練を企業でなく政府でやることですね。訓練を終わつたものについてはきちんと資格を与えて資格に応じた賃金で雇われるように、またそういう制度を運用上に労働団体の代表を参加させると、こういう制度というものが特にヨーロッパでは常識になつていくわけですね。どうも今度の政策を見ますと、今度の労働省のものの考え方をみると、企業内での訓練をむしろ重視しておるような感じがしてならない、これは制度上私はむしろ後退だと指摘をせざるを得ないわけですね。この企業内訓練を重視するの、公共的な訓練を重視していくのか、いづれなのか明確に答弁を願いたい。

○政府委員(藤縄正勝君) 昭和四十四年に現行の職業訓練法ができてまして生涯訓練体制というものが体系的に一応打ち出されたわけでございますが、現在、現実の職業訓練は……

○須原昭二君 いずれかだ、どちらを重視するかということですね。

○政府委員(藤縄正勝君) はい。ただいま公共と事業内をいづれを重視するかというお尋ねでございますが、従来事業内訓練は非常に貧弱でございまして、職業訓練の予算の中でも四、五%しか占めていないわけでございます。ところが従来公共訓練といひましても、いま言いかけたんでございまして、中学を卒業したいいわゆるグリーンボーイといふものを対象に多くの訓練をやつてきたというのが実情でございます。ところが最近の高校進学率の上昇というようにことからそれが非常に問題になつてまいりました。したがって、これからは高校卒の訓練に重点を切りかえていかなければならない、訓練短期大学校というふうなものも今回お願いをしておりますが、そういう発想が一つございまして。しかし、さらにそれよりも重要なことは、ただいま御指摘になりましたように、ヨーロッパ等でも労働者の訓練、在職の労働者がしかも平均余命が長くなりまして、非常に長い労働生涯の中で早い技術革新に対応してそれぞれの職業訓練を受ける、また、それを施すという体制が必要でありまして、その場合に、事業内あるいは公共と言わず、むしろヨーロッパでは、徒弟訓練あるいはそういう成人訓練でもデイ・リリースとかブロック・リリースとかいひまして、在職中一日とか二日とか、あるいは一定期間まとめて公共訓練で訓練を受けるという体制がとられていくわけでございます。そこで、今度の法律でも技能開発センターといふものをお願いをしておりますが、それからまた、そういう訓練をするにはその間の事業主が有給で公共訓練に労働者を派遣できるように、その裏づけも必要でございます。そういう技能開発センターに要する経費とか、そういう裏づけのない経費といふものをこれに盛つてあるわけでございます。どちらというよりも、公共と事業内の密接な連携ということが一番眼目ではなからうかというふうに思っているわけでございます。

○須原昭二君 じゃあ、私はお尋ねしますが、この訓練の問題は、今度の法案の三事業の財政面から私は取り上げてみたい。そういったしますと、この能力開発事業に充てられる予算というのは千分の三のうちの千分の一ですね。どれだけの予算か。それと、現在、日本の企業の教育訓練投資は年間幾らですか。それを対比すれば、明らかにこれは二階の窓から目録といふことがありますが、まさにそんなもんじやないですか。そういうものを少しづつ出して重点なのか、われわれ財政面から指摘をしたいと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(藤縄正勝君) わが国の企業でどのくらいの教育訓練の経費を使っているかというのはなかなか算定しがたいたのでございまして、労働省でやっております労働者福祉施設制度調査で三十人以上の企業につきまして、一人一月二百九十九円という教育訓練投資が行なわれているという数字がございまして。それを基礎に推計をいたしますと、大体せいぜい一千億程度の年間の投資ではないかというふうに思われます。

今度のこの能力開発事業にどれだけの財源が充当されるかということは、今後の予算折衝の問題でございましてけれども、たびたび安定局長からも説明をいたしておりますように、全体としてこの三事業に千五、六百億というものを予想するということでございますので、その中でどの程度充当するかということに相ならうかと思ひます。

○須原昭二君 非常に明確にならないうえですが、ね。政府としては公共職業訓練を重視するの、企業内の職業訓練を重視するの、私は関連を持っていかなくちゃならないと思つていられるけれども、政府としてはどちらに重点を置くかということとを聞いているわけですね。私は当然そういう企業の中に企業の雇い主の意向だけでやつておつては、自分たちの企業には即応するけれども、一般的な労働者の職業訓練にはならない。だから、政府としては公共的な訓練を重視しなきゃならない立場があると思ふんです。もし、そういう公共訓練を重視するというならば、私は三事業というも

のを独立した体系に持つていくのが正しいのではないか、こういうことを主張しているわけですが、その点の考え方についてどうですか。

○政府委員(藤縄正勝君) 公共訓練を重視するが、事業内を重視するかという尋ねでございませうが、ヨーロッパの例を見ましても、事業内というか公共というか、必ずしも私は割り切れないと思うのでございませう。事業内にいる在職者が一定期間公共の施設に行つて訓練を受けるという体制でございませう。わが国の場合に、公共を当然重視していきなさいと思ひますが、ただ従来問題になりまはすのは、公共の訓練施設では一般の労働者はあまり訓練を受ける機会に恵まれない、いわゆるグリーンボーイの訓練に重点を置かれてきたところがあるがむしろ問題でありまして、これからは大いに技能開発センターというようなものを中心にいたしまして、これを開かれた訓練校にしていきたい、そういう意味では公共の訓練も大いに重視するわけでございませう。と同時に、公共と事業内の連携を密にならぬと相まって訓練の成果を高めていきたいと、こういうわけでございませう。

したがいまして、そういう方向にだんだん向かつていきます場合に、将来どういふ形になるかということもございませうが、ヨーロッパにはいまおあげになりましたような制度がございませう。私も十分研究をしていきたいと思ひます。けれども、今度のこの制度も事業主の負担においてそういう訓練の一部を行なうというわけでございませうから、私は現行制度ではずっと前進したものであるというふうに考えておるわけでございませう。

○須原昭二君 えらい胸を張つておっしゃいますけれど、労働省は三事業については企業から金を出させることにしたと、まあ胸を張つておられますけれども、この取った金をもう一ぺん政府を通じてまた企業に返すという仕組みです。やはり企業の企業主が考える職業能力の開発というものは、企業の利益につながらなければやらないわけですよ。訓練というのは民主的に社会的にやる

ところ重要な視点があらうわけであつて、そういう点については労働省は気がないと言わざるを得ない。そういう点から言うならば、私は時代逆行だと言わなければならぬ。この点は時間がこれだ議論をやつてますとまた延びてしまひますから、意見だけ申し上げておきますが、そのものの考え方は変えていただかきやいけなしいと思ひます。

それから、今日の課題として私はさらに加えておきたいと思ひますが、これは不況に関連をしてあります。いま見のがし得ない重大な問題点というものは、特に中小企業に働く労働者の賃金の不払いの問題点であります。たとえば自動車、電機、繊維あるいは建設、窯業等々の各産業は非常に深刻な不況産業となつてゐるわけでありませう。しかし、より大きな影響があるのはこれら産業の下請、先ほども二重雇用構造と申し上げましたが、この下請とか孫請とかいわれておるこの下請企業の倒産、賃金不払いの問題、この実態についても政府はあまり現実を掌握しておらない。政府の統計の取り方自体に問題があると私は思ひます。が、労働省が十二月十三日発表いたしました、こ

とし九月現在までの賃金不払い概要を見ますと未解決件数が千五百四十件、対象労働者が一万四千七十七人、金額として二十八億九千九百九十九万七千七百七十七円と出ておりますが、きわめて私

やはり国は労働者の請求によつて未払い債権を代位弁済するというような措置を早急に私は考えるべきことがほんとうに労働者の生活を守る労働省の立場ではないかと思ひますが、そういう点を検討されておられるかどうか。この点はひとつ大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) ただいま御指摘ございましたように、賃金不払いの件数は最近増加しております。本年四月から九月までの間に五千六百件、四十億の不払いが生じております。これに對しまして、私どもは賃金不払いの問題は非常に重要であつて、しかもその不払いの被害を受けている労働者が、ただいま御指摘のようによ、私ども

の統計では明確ではございませうが、やはり下請であるとか中小企業の労働者の方がかなりそれに含まれてゐるという観点も含めまして、これは一刻も早く解決しなさいかぬという立場でいつもやつておりました、九月までにただいま申し上げた金額のうち、五千三百件、二十八億円の未払いを解消したわけでございませう。しかし、これだけではもちろん十分でございませう。先ほどもお話し

問題について、とりわけ総括的にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。これはこの当委員会では同僚議員から多くの問題点が指摘をされておりますが、私も若干申し上げまして、重複する点があるかと思ひますけれども、これからあがる私は十二の項目について、ひとつこの点は労働大臣から一つ一つの確に御答弁をいただきたい、確認をしておきたい事項がございませう。よろしく願ひします。

まず一つは、農林水産業への完全適用の問題。雇用保険は全産業に適用するたてまえになつてゐるのでありますが、農林水産業のうち雇用労働者数が五人未満の個人事業主の事業については、準備の事務や掌握が困難であることなどの事情から当面は暫定的に任意適用とする内容となつてゐます。しかし、これらの企業に雇用される労働者の福祉を増進するために早急に強制適用とする時期はどの程度と考へられてゐるのか、この点について伺つておきたい。

○國務大臣(長谷川峻君) お答えいたします。当面は暫定的に任意適用とされる一部の事業について五年程度を一応の目途としつつ、できる限り早期に当然適用とすることとしたいと考えております。

○須原昭二君 二つ目の問題点は、適用拡大に伴う新規被保険者が離職した場合の措置の件であります。雇用保険法は五人未満の事業所に全面的に適用されることになつてゐるのでありますが、法の施行日は五十年四月からであります。したがつて、これらの事業所に雇用される労働者に失業給付の受給資格がつくのは五十年十月以降であります。しかし、これらの事業所の被保険者の中には、最近の雇用・失業状況から見ても、受給資格を得る前に解雇される者が多いと思はれるのであります。が、これについてはどのように対処していく考えなのか伺つておきたいと思ひます。いかがですか。

○國務大臣(長谷川峻君) 従来も御答弁を事務当

局から申し上げましたが、私の責任においてお答えします。

新たに当然適用とされる零細事業所に雇用される被保険者は、法の施行後六カ月を経なければ受給資格を得ることができません。そのため最近の雇用・失業情勢から見て御指摘のようなケースも起こる考えられますので、これに對しましては職業転換給付金制度を充実して、その活用により対処してまいるつもりであります。

○須原昭二君 わかりました。

三つ目の問題点は、出かせぎ建設労働問題の抜本的な対策の件であります。

雇用保険法の短期雇用特例被保険者の特例制度を実施するにあわせて出かせぎ労働者、建設労働者等に見られるいわゆる不安定雇用問題について抜本的な改善をはかることが急務であることを申し上げました。この基本問題についての検討をすみやかに進めて、抜本的対策の具体化をはかる必要があると思っておりますが、労働大臣の見解を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(長谷川峻君) 建設出かせぎ労働等の不安定雇用の問題につきましては、すみやかな検討を進めまして抜本的対策の具体化をはかつてまいりたいと思っております。

なお、建設労働対策については、現在雇用審議会及び中央職業安定審議会において検討が行なわれておりますので、その結論に基づいて早期に対策の具体化をはかつてまいりたいと考えております。

○須原昭二君 ぜひこれはひとつお願いいたしておきたいと思っております。

四つ目は、短期雇用特例被保険者の一次金制度の初年度における運用の問題点であります。

年度に限り、被保険者の就労に関する意思やあるいは就労の実態を十分考慮して行なうべきであると思はれるのでありますが、政府はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(長谷川峻君) 御指摘のような問題もあると思はれますので、初年度については御指摘のとおり配慮してまいりたい、こう思っております。

○須原昭二君 私が申し上げたとおりひとつお願いをしておきたいと思っております。

五番目は、個別延長給付の基準の問題であります。

給付日数の個別延長制度については、最近の雇用・失業情勢に對して実効ある運用が行なわれるように十分配慮する必要があると思はれます。このため、政令で定める基準の中に景気の変動などの不況に伴って離職し、就職が困難な人たちが対象に加えられるようにして、省令において対象業種を指定する場合には、全産業について指定が行なうことができるようにすべきだと私は考えます。その点はいかがですか。

○国務大臣(長谷川峻君) 御提示の方向に沿うて検討して、経済事情に即した運用ができるようにしてまいりたい、こう思っております。

○須原昭二君 ぜひこれもひとつお願いをいたしておきたいと思っております。

第六番目は、婦人労働者に対する給付と紹介窓口における取り扱いであります。これは長年言ってきたことであります。

な観点から、この際これを廃止すべきではないか、私は特に要求をいたしたいのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(長谷川峻君) 雇用保険法の施行にあたりましては、受給資格者に制度の趣旨を十分に理解していただくようつとめましますとともに、職業紹介や失業の認定のあり方につきましても再検討を行ない、労働市場の状況や個々の労働者の実情を十分配慮して、御指摘のような批判を受けることのないように措置してまいるつもりであります。

また、御指摘の通達につきましては、雇用保険法の施行を機会に廃止することといたしたいと思っております。

○須原昭二君 明確に通達は廃止するということがですね。確認をしておきたいと思っております。

七番目でありまして、日雇い労働被保険者の求職者の給付金の問題点であります。

日雇い労働被保険者の求職者給付金の日額については、基本手当の基礎となる最低賃金額の引き上げを行なっていることとの関連も考慮して配慮を行なうべきだと思っておりますが、どうか。

また、受給資格要件の緩和や三段階以上の給付区分とすることなどについても今後は検討すべきだと思っておりますが、その点はいかがですか、御意見を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(長谷川峻君) 日雇い労働求職者給付金の日額につきましては、雇用保険法案におきまして自動スライド制を適切に運用することによりまして賃金水準の変動に即した改善が行なわれるように配慮してまいるつもりであります。また、受給資格要件の緩和、三段階以上の給付区分の設定につきましては、日雇い労働者の就労状況や給付事務の円滑な処理という観点から、なお検討すべき問題もあるもので、御指摘の趣旨を十分に踏まえて、今後検討してまいる所存であります。

その運営にあたつては、労働者の利益がそこなわれることのないように、労使の意見を十二分に反映させるための措置を講ずべきであると私は思うのです。その点について労働大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(長谷川峻君) 三事業の実施及び運営にあたりましては、御指摘の趣旨を体して適切に対処してまいる所存であります。

○須原昭二君 九番目の問題は、先ほども指摘をいたしました公共職業訓練の拡充強化の問題です。

この職業技術の変化や産業構造の変革等に対応して、労働者の知識やあるいは技術の向上をはかることが労働者の雇用の安定をはかる上に不可分の関係にあると思はれます。しかし、公共職業訓練の現況は、まことに不十分であるばかりでなく、わが国の職業訓練政策や、並びに職業訓練の体系の上で公共訓練の位置づけがきわめて不明確であると言わざるを得ないのであります。したがって、職業訓練の社会化、公共化を推進する立場から、公共職業訓練の拡充強化をどうしてはかるべきであると思はれるのですが、その点についてのお考え方を明確にしておいていただきたいと思っております。

○国務大臣(長谷川峻君) わが国の職業訓練につきましては、最近の技術革新の伸展に對して高度の技能を付与できるよう、その一その充実ははかる必要があると考えております。このため能力開発事業において、公共職業訓練の拡充をはかるとともに、事業内訓練に對して、その公共化、社会化の推進を基本とした指導援助を強化するなどにより、生涯教育訓練体制の確立に資することとしておりますけれども、今後とも職業訓練の体系化、振興のため、公共職業訓練の拡充強化につとめてまいる所存であります。

○須原昭二君 時間の関係がございますから、続いて十番目でありまして、いま非常に年の瀬を迎えて話題になっております交通遺児をかかえた寡婦の就業対策の問題点であります。

最近交通遺児をかかえた寡婦の就業問題が非常に社会的に大きくクローズアップされてきております。この問題の解決には多面的に検討を行なっていくことが必要であり、その一つの対策として、これらの寡婦の雇用促進に関する援助措置を至急検討してこれを実施していく考えがあるかどうか、いかがですか。

○国務大臣(長谷川峻君) その御提示の方向に沿って対処してまいりたいと思います。

○須原昭二君 寡婦と申し上げましたけれども、寡婦などというふうに、いろんな階層がございまして、それも含めてひとつ御検討願いたいと思います。

十一番目は、中小企業の貸金不払いに対する救済制度の確立の問題であります。この点は先ほども私も申し上げましたが、あらためて労働大臣にひとつ所見を承っておきたいと思ひます。

中小企業の倒産が増加しておる現況にかんがみて、中小企業の倒産等による貸金不払いに対する救済制度の確立については、早急に私は検討して順次その実現につとめるべきであると思ひます。あらためてひとつ労働大臣みずからの御所見を承っておきたいと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(長谷川峻君) 貸金不払いに対する救済制度につきましては、貸金不払いの実態の分析、公租公課やその他の私法上の債権との関係などについて研究を行ない、五十一年度から一部発足させ、五十二年度からは全面的に発足させるようにつとめてまいる所存であります。

○須原昭二君 その他多くの問題点がまだたくさんございしますが、きょうは十二項目だけ私から確認をさせていただくわけですか。

最後の十二項目は、今後の雇用政策のあり方の検討の問題点です。

不安定雇用の解消等真の雇用安定の実現をはかるためには雇用保険制度のみでは十分ではありません。したがって、労働者の職能開発、雇用状況の改善をはかることにより、雇用政策全般について雇用保険制度の具体化の検討に並行して、

その実施に当たる行政体制のあり方を含めて早急かつ基本的な検討を加えるべきであると思ひますが、その点、労働大臣の御所見を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川峻君) 雇用保険制度の一環として新設する雇用改善事業等の三事業が、質量両面にわたる完全雇用の実現に資するところであると期待されておりますけれども、これら三事業以外の雇用対策ともどもに有機的、総合的に雇用政策を展開されるべきであることはもちろんでございます。したがって、雇用保険法案が成立の晩には早急にその具体化をはかるとともに、雇用の改善、能力の開発等、御指摘のあった雇用政策全般についてこれを実施する行政体制の問題を含め、そのあり方に検討を加え、雇用政策の前進に一段と努力を重ねてまいるつもりであります。

○須原昭二君 以上、十二項目について、まだ私としてはたくさん問題点を指摘をいたしたいんですが、特に本委員会の質疑を通じて問題となつた点、重要な点をまとめて十二項目にわたつて労働大臣の所見を承りました。その内容については、まだまだいろいろ私たちが疑念を持っていますが、ぜひともこの十二項目については早急に実現の方途を見出していただくように特に要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(山崎昇君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認めます。それでは、これより雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、両案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。答復君。

○香脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、雇用保険法案外一件に反対する討論を行ない、あわせてわが党の提出した修正案の趣旨を説明いたします。

現在の雇用状態の悪化はきわめて深刻な社会問題となつております。とりわけ、インフレ、不況のもとで本年一月から八月までで事業主の都合による解雇は五十六万一千人に及んでおり、労働者の見通しでも来年一月から三月期には完全失業者が百万にのぼるとされております。しかも、十月の求人倍率は〇・九六と求人数が求職者数を下回るに至つております。職を追われた労働者は、再就職も困難で、先行きの生活のめども立たない状態に置かれております。こうした状態の中で、失業者の生活の保障、失業中の就労の保障、失業の防止などは解決すべき緊急の課題となつております。あれこれの粉飾をこらしてはいるものの、政府提出の雇用保険法案ではこれらの課題を決して解決し得ないことは明確であります。それどころか、若年、女子及び季節労働者への保険金給付を大幅に切り下げ、失業者の生活を脅かし、また、一方では、本来資本家と国の負担で行なうべき雇用対策事業に保険財政を投入するなど、失業保険制度の根本的改悪をねらうものであり、わが党は反対をいたします。

したがって、わが党は、かかる雇用保険法案を全面的に修正し、いままにでも失業者の生活保障に役立つように、次のような趣旨の修正案を提案するものであります。

一、失業保険法の適用範囲を拡大します。そのために失業保険の全面適用の実施を繰り上げ、パートタイムにも適用することといたします。

二、失業保険金の給付を改善します。給付日額を貸金日額の八〇％とし、給付日数を現行より一律に百八十日分延長することといたします。

三、日雇い失業保険を改善します。受給資格要件の保険料納付を前二ヶ月通算して二十二日分に短縮をし、貸金実勢に見合った給付を行なうため五段階の給付日額を設定することといたします。

以上が修正案の趣旨であります。

さらに、わが党は、同時に今日の深刻な事態を生んでいる経済変動に伴う企業経営の困難を理由とした解雇、一時帰休などの一方的強行と拡大を抑えることが必要と考えています。また、失業

中の労働者の生活保障と就労の条件を拡大するために、解雇制限、休業補償の完全な実施、労務債権の完全な保障などを内容とした雇用不安の緩和等に関する緊急措置が必要であると考えております。したがって、わが党は、経済変動に伴う雇用不安の緩和等に関する緊急措置法案を提出いたしております。

○委員長(山崎昇君) ちよつと待つてください。発言者、それは議題になつていません。発言者、それは議題になつておりません。

○香脱タケ子君 発言者、それは議題になつておりません。

○委員長(山崎昇君) 発言者、それは議題になつておりません。

○香脱タケ子君 反対討論の内容でございまして、ちよつと速記をとめてください。

○委員長(山崎昇君) いやいや、それは議題になつておりませんから。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山崎昇君) 速記を起こしてください。注意しておきます。

○香脱タケ子君 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山崎昇君) 速記を起こして。

○香脱タケ子君 それでは、最後の結論に入ります。

現在の深刻な不況の情勢のもとで生ずる緊急な課題にきわめて具体的に解決策をわが党は提起したものであります。

以上、雇用保険法案外一件に反対をし、わが党の修正案の成立を願つて討論を終わりたいと思ひます。

○五重和郎君 議事進行。

いまの香脱君の発言は、非常にばくちにとつて遺憾です。何のための理事会かわからぬ。理事会というのはやっぱり委員会運営にとつて非常に大事な場所なんだ。そこでやっぱりお互いがル

ルをきめるのです。そのルール違反をやつて、それで委員長が制止も聞かずにまだ読み続けるというようなことは、これは全く委員会を冒瀆するものだ。だから、これからはこういうことがあつたら退場を命じてもらいたい。

○委員長(山崎昇君) それでは、ちょっと皆さんにおはかりいたします。

いまの発言は、私から整理して申し上げますが、共産党から修正意見が出ておりますから、それは討論の中で提案をしてくださいということできつき確認をしまして、したがって、共産党が修正案を出しますので、討論が一番先になります。これも国会のルールでありますから、いま反対討論を一番先にやりました。しかし、いま述べられております緊急措置法案については議題でありませんから、その内容に入ることにはこれは委員会として認めることはできませんので、私は委員長としてそれはやることができませんので、後ほどその部分に関するものは理事会で御相談申し上げます。議事録から削除したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) それでは、そのとおり進めます。(発言する者多し)

相原君。

○柏原ヤス君 ただいま議題となっております雇用保険法案並びに雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、私は公明党を代表して原案に賛成し、日本共産党提出の修正案に反対の討論を行ないます。

雇用保険法案は、現行の失業保険法を中高年対策を主眼に再編成し、雇用の安定、労働者の能力開発、福祉の増進などの施策を講ずることとなっておりますが、約三十年の歴史を持つ失業保険制度を根本的に改革する重大な問題であります。制度の根幹にかかわる改正問題を審議日数の短い臨時国会に、しかも短時間の検討で審議を終えることに不安が残ります。一方、過般来顕著となつてまいりました相次ぐ企業倒産、貸金未払い問題、希

望退職の募集あるいは一時帰休など深刻な不況下で雇用情勢が逼迫していることも事実であります。これが対策として問題を将来に残すこととなつても現行法よりは前進した点も認められ、かつ不況に対し一応対処し得るものと考え賛成し、その成立を期するものであります。

しかしながら、本法案には、被保険者期間がいかに長くても若年層の給付を一律に切り下げるなど明らかに既得権を侵すものであります。また、六十歳以上の高年労働者については、失業保険料が免除されることとなつておりながら、出かせぎなど短期雇用者からは保険料を徴収するという不公平を残しているなど問題があります。

さらに、雇用改善、能力開発及び雇用福祉などいわゆる三事業についても、失業保険会計の運用とともにこれまで各方面から指摘されてきた問題点、意見を十分に尊重して適正な運用をはかることが政府行政機関に課せられた責任であります。より一そう労働者の保護と生活水準の発展向上を目ざし改善強化されることを要望して私の討論を終わります。

○委員長(山崎昇君) 須原君。

○須原昭二君 私は、日本社会党を代表いたします。本法案に反対する立場から討論をいたしたいと思ひます。

まず第一に、失業保険給付の要件に就職の難易度なるものを基準にして年齢区分を導入したことは失業者の生活保障を原則とする本制度のたてまえに照らしてその妥当性がきわめて疑わしいものであります。しかも、そのために少なからぬ人々、とりわけ三十歳未満の被保険者に対する失業保険給付の条件低下が避けられず、理由のいかに問はず、被保険者の権益が侵されることは重大な問題であると言わざるを得ません。

そもそも、この法案は、いわゆる完全雇用を条件として作成されたものであります。ところが、最近の情勢はどうかというところ、完全雇用の状態が実現されているところか、労働者の統計によつても失業者が急増し、いわゆる完全失業者だけでも

間もなく百万人を数えると予想されているのであります。これは日本のみの趨勢ではなく、アメリカもイギリスもフランスもイタリアも、先進資本主義国のいづれもがインフレーションの高進と不況の深化のジレンマの中で共通している事態なのであります。

わが国では最近すでに求職に対する求人倍率が一倍を割るに至つております。失業者が急増し求人が減少している中で、一たび解雇されるや、たとえ若年労働者といえども、新たな職につくことはきわめて困難になりつております。しかも、この情勢はさらに好転するどころか、いづれの資本主義国においてもインフレーションと不況と失業とが慢性化し、失業者はふえる一方であります。

若くとも、すぐに再就職することのできない失業者や、地方にはますます職がなく、農業も破壊されて出かせぎと失業保険給付によつて一家の露命をつないでいる農民がかくも増加しているとき、このような人々の中に失業保険給付の縮減される場合が生まれることは重大な問題であります。

次に、雇用安定政策に関する基本的な問題点についてであります。

労働者の雇用安定政策は、本来、国と資本家の責任と負担において措置されるべきものであるにもかかわらず、失業保険制度を活用して、保険財政を雇用政策に活用することは基本的な制度上の問題として断じて容認しがたきところであります。現行雇用対策法との関連においても疑問があるだけでなく、このような情勢のもとで雇用保障制度の抜本的改善こそが望まれているにもかかわらず、本法案のような形で三事業への交付などというように失業保険法をなしくずしに変形させて糊塗するのは大きな問題をもたらすに違ひありません。

以上のような理由により、日本社会党は本法案に強く反対せざるを得ないのであります。なお、修正案については、わが党が作成しつつある雇用保障法案や、進めてきた失業保険法の抜

本的改正案に比べて不十分でありますので、これにも反対するほかありません。

これをもつて日本社会党の反対討論を終わります。

○委員長(山崎昇君) 柄谷君。

○柄谷道一君 私は、民社党を代表して、雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対し賛成し、共産党の修正案に対し反対の討論を行なうものであります。

質問の中で述べましたように、依然として労働インフレが収束されていない現在、他方インフレ抑制策としての総需要抑制策の結果、実質需要の停滞、製品在庫の増大、企業倒産、工場閉鎖、操業短縮、求人率の激減等の不況事態を現出し、産業構造の矛盾や無秩序な輸入増大とも相まって、雇用の不安、労働関係の緊張、社会不安等を生み出しています。こうした現況に対応するためには、もちろん財政金融政策、産業政策等の総合施策を充実させることが必要であります。雇用保障策の実施もまた緊急を要します。

私は、雇用保険法案の細目についてはなお検討すべき余地もあり、今後改善を要する点を指摘するものであります。現下の深刻な事態にあつては、その再検討に時間をかけるよりも、この法案を成立させ、すみやかに実施することこそ肝要であり、それこそ多くの民間産業労働者や中小企業経営者の切望にこたえるゆえんであると考えます。しかし問題は、質問の中で指摘したように、本法案の成立は日本の雇用政策の転換期であり、ポスト雇用保険法、すなわち今後の具体策の設定とその実践にかかると思ひます。

私は、附帯決議案の十二項目を政府が誠実かつすみやかに実行に移すことを強く求めるとともに、特に中高年齢者の雇用促進、心身障害者、交通事故等による寡婦等に対する特別の措置、全面適用と出かせぎ労働、建設労働等の不安定雇用に対する通年雇用の促進、婦人労働者に対する個別延長措置の有効な運用と、育児休業に対する援助

措置、福祉的な雇用機会の積極的創設、雇用審議会の機能強化と、それを通じ、農業政策、産業政策、地域政策と関連つけた総合的雇用政策の確立、労務確保の方途の確立について善処されるよう強く求めて賛成の討論を終わります。

○委員長(山崎昇君) 各府県提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。労働大臣。

○国務大臣(長谷川峻君) ただいま御提案のありました共産党提出の修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(山崎昇君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認めます。それでは、これより雇用保険法案について採決に入ります。

まず、各府県提出の修正案を問題に供します。各府県提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 少数と認めます。よって、各府県提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 多数と認めます。よって、本家は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 多数と認めます。よって、本家は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○須原昭二君 私、ただいま可決されました雇

用保険法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

雇用保険法案に対する附帯決議(案)

政府は、雇用保険制度の適切な運用を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一、雇用保険の完全全面適用を可及的速やかに実現するよう努めるとともに、労働保険事務組合の育成強化を図る等、客観企業への円滑な適用拡大のための実施体制を整備するとともに行政体制の充実強化に努めること。

二、出稼労働、建設労働等の不安定雇用の問題について通年雇用の促進、産業政策及び地域政策を総合的かつ強力にすすめること。また、労働者の雇用条件及び生活の安定、福祉の向上を図るための制度並びに施策の確立について専門的検討機関において速やかにその具体化を図るための検討を行うこと。

三、雇用保険の暫定任意適用とされる事業については、可及的速やかにその適用を図るとともに、新たに適用拡大される部門における新規被保険者が受給資格を得ずに不況により解雇された場合には、職業転換給付金制度の充実、活用により対処すること。

四、短期雇用特例被保険者の特例制度の実施初年度においては、短期雇用特例被保険者の確認が容易でないことにかんがみ、被保険者の就労に関する意思や就労の実態を十分考慮して運用するよう配慮すること。

五、給付日数の個別延長制度については、最近の雇用・失業情勢に対処して実効ある運営が行われるよう配慮すること。

六、婦人労働者に対する失業給付及び職業紹介にあつては、個々の労働者の実情に十分配慮し、その働く意思と能力を尊重した運営を行い、窓口におけるサービスの向上に努めるとともに、昭和三十九年八月二十八日付の給

付適正化通達を廃止すること。また、出産、育児等の理由による受給期間の延長措置については、真に婦人労働者の福祉の向上に資するよう適正な運営を行うこと。

七、雇用改善事業等の三事業の実施にあつては、失業給付との経理上の区分を明確にし、その運営にあつては、労働者の利益がそこなわれることのないよう、労使の意見を十分に反映させるための措置を講ずること。

八、将来、三事業の事業内容の強化、特に職業訓練の振興のため、労使の参加する管理運営、企業賦課金等の諸外国の制度も参考とし、制度のあり方についても速やかに検討を行い、具体化を図ること。

九、公共職業訓練を強化するとともに、職業訓練制度全体の体系化及び資格の社会化を図ること。

十、交通遺児を抱えた寡婦等の就業問題の解決に資するため、雇用促進に関する援助措置を講ずるよう検討すること。

十一、中小企業の倒産等による不払賃金の救済制度の確立について早急に検討すること。

十二、国有林労働者に対する退職手当について、従前に比し不利とならないよう措置すること。また、雇用の通年化を一層促進するとともに、通年雇用に必要な新たな措置についても積極的に検討すること。

右決議す。

○委員長(山崎昇君) ただいま須原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、須原君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長谷川労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許

します。長谷川労働大臣。

○国務大臣(長谷川峻君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、関係各省とも協議の上、善処してまいる所存であります。

○委員長(山崎昇君) 次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、本家は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○小平芳平君 私は、ただいま可決されました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項に関し速やかに所要の措置を講ずべきである。

一、労災保険の給付水準、給付基礎日額の算定方法、スライド制等については、今後ともその改善を図るよう努力すること。

二、労災保険の全面適用を早急に実現すること。

三、労災保険給付と他の社会保険給付との関係については、災害補償の趣旨からみて適切な調整のあり方を検討すること。

四、被災労働者の社会復帰のためのリハビリテーションに関する措置を一層充実すること。

五、特別支給金の額は、社会経済の動向に即応し、今後ともその引上げに努力すること。
六、旧法以来の長期療養者の年金についての四〇日分の減額調整の廃止について検討すること。

七、業務災害の発生防止を図る等のため、関係職員を大幅に増員すること。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(山崎昇君) ただいま小平君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、小平君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長谷川労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。長谷川労働大臣

○國務大臣(長谷川峻君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、善処してまいる所存であります。

○委員長(山崎昇君) 雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案、以上三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

〔参照〕

雇用保険法案に対する修正案(省略タケ子

君提出)

雇用保険法の全部を次のように修正する。

失業保険法等の一部を改正する法律

(失業保険法の一部改正)

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(被保険者)

第五条 この法律で被保険者とは、適用事業に雇用される労働者(二日の所定労働時間が、四時間を超え、又は当該事業に雇用される同種の一般の労働者の所定労働時間の二分の一を超える者を含む。)であつて、第七条各号に掲げる者以外のものをいう。

第六条を次のように改める。

(適用事業)

第六条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。の定めるところによる。

第八条中「行なう」を行うに、「同法第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいい、同法第八条を同条に、「行なわれる」を行われるに改め、「を適用事業とみなす」を削る。

第十五条第二項中「一年」を「二年」に、「基く」を「基づく」に改める。

第十七条本文中「百分の六十」を「百分の八十」に、「聞いて」を「聴いて」に、「但し、千四百円」を「ただし、六千円」に改める。

第十八条第一項中「一年間」を「二年間」に改める。

第十九条中「但し」を「ただし」に、「一年」を「二年」に改める。

第二十条第一項中「一年」を「二年」に、「百八十分」を「三百六十分」に改め、同条第二項中「基く」を「基づく」に改める。

第二十条の二第二項各号列記以外の部分中「二年」を「二年」に、「百八十分」を「三百六十分」を超えて「三百六十分」を「四百八十分」に、「二百七十分」を「四百五十分」に、「二百十分」を「三百九十分」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「九十分」を「こえて」を「百八十分」を超えて「二」に改める。

第二十条の三第二項中「一年」を「二年」に、「基き」を「基づく」に改め、同条第二項中「一年間」を「二年間」に、「一年」を「二年」に改める。

第二十条の四第二項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「聞かなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同条第四項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第五項中「こえて」を「超えて」に、「一年間」を「二年間」に、「一年」を「二年」に改める。

第二十五条第一項中「一年」を「二年」を「二年」に、「同条第三項中聞いて」を「聴いて」に改める。

第二十七条の三第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「百五十日」を「二百四十日」に改め、同条第四項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十八条第一項を次のように改める。

国庫は、失業保険事業に係る保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

第二十八条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十八条の二を削る。

第三十八条の六第一項中「二十八日分以上の印紙保険料」を「二十日分以上の徴収法第十条第二項第四号の印紙保険料(以下印紙保険料という。）」に改める。

第三十八条の八を次のように改める。

(失業保険金の日額)

第三十八条の八 失業保険金の日額は、第一級五千九百二十円、第二級四千五百円、第三級二千七百七十円、第四級千九百円、第五級千三百円とする。

第三十八条の八の二を削る。

第三十八条の九第一項中「二十八日分」を「二十日分」に、「十七日分」を「十八日分」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の日額は、納付された印紙保険料のうち高額のものをから順に二十日分を合算して得た額の十分の一に相当する額(相当する額の印紙保険料がないときは直近下位の額の印紙保険料に係る等級の失業保険金の額とする。

第三十八条の九の二第二項第一号中、かつ、通算して八十四日分以上」を削り、同項第二号中「前号の六月」の下に「以下基礎期間という。」を加え、同項第三号中「第一号の六月」を「基礎期間」に改め、同条第二項中「同項第一号の六月」を「行なわれなければならない」に改める。

第三十八条の九の三第一号中「前条第一項第一号の六月」を「基礎期間」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 支給を受けることができる失業保険金の日額は、基礎期間に納付された印紙保険料のうち高額のものをから順に六十日分を合算して得た額の十分の一に相当する額(相当する額の印紙保険料がないときは直近下位の額の印紙保険料に係る等級の失業保険金の額とする。

第三十八条の九の四「同項第一号の六月」を「基礎期間」に改め、同条第五項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「当然適用事業」を「適用事業」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十二条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第十二条第四項中「から第三項まで及び第二十八条の二」を削る。

第十六条中後段を削る。

第二十二條第一項第一号中「千円」を「六千二百三十円」に、「十八円」を「九十六円」に改め、同項第二号中「千円」を「四千二百六十円以上六千二百三十円」に、「十二円」を「六十六円」に改め、同号の次に次の三号を加える。

三 賃金の日額が二千九百二十四円以上四千二百六十円未満の者については、四十五円
四 賃金の日額が二千円以上二千九百二十四円未満の者については、三十一円
五 賃金の日額が二千円未満の者については、二十一円

第二十二條第二項を次のように改める。

2 労働大臣は、第十二条第四項の規定により同条第一項第一号及び第二号の千分の十三の率を変更した場合（同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。）には、前項各号の印紙保険料の額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「各級の保険料日額」という。）を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

第二十二條第三項中「第一級保険料日額及び第二級保険料日額」を「各級の保険料日額」に、「これらの二」を「当該」に改める。

第二十二條第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第一級保険料日額及び第二級保険料日額」を「各級の保険料日額」に改め、同項を第四項とし、同条第七項中「第一級保険料日額及び第二級保険料日額」を「各級の保険料日額」に改め、同項を第五項とする。

第三十條第一項中「二分の一」を「十分の三」に改め、同条第二項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第三項中「二分の一」を「十分の三」に改める。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和四十九年十二月二十四日【参議院】

三に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二條 削除

附則第三條第二項及び第四項中「六年」を「八年」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第四條 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「百分の六十」を「百分の八十」に改める。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

（検討事項）
第二條 政府は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、この法律による改正後の失業保険法以下「新法」という。）第三十八條の八に規定する第一級から第五級までの各級の失業保険金の支給を受ける者の数相互間の比率が不均衡となるに至つた場合における各級の失業保険金の日額の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額の変更について検討を加え、速やかに適切な措置を講じなければならない。

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に附則第九條第二項の規定により失業保険に係る保険関係が成立したものとなされた事業に雇用されている労働者であつて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に雇用された者に係る新法第八條から第十條までの規定の適用については、当該雇用された日（その日が同法第十條の規定により被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前の日であるときは、当該二年前の日）に当該事業に係る被保険者となつたものとみなす。

（日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給に關する経過措置）
第六條 施行日の属する月において失業した日雇労働被保険者に支給すべき失業保険金は、新法第三十八條の六、第三十八條の八及び第三十八條の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給の特例に關する経過措置）

第八條 この法律による改正前の失業保険法（以下「旧法」という。）第三十八條の九の第二項第一号の繼續する六月の最後の月が施行日の前日の属する月以前である場合における当該六月について同項の規定による申出をした日雇労働被保険者に対して当該施行日以後において支給すべき失業保険金については、新法第三十八條の九の二から第三十八條の九の四までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の属する月の翌月以後の五月の各月以後において当該各月の前月を基礎期間（新法第三十八條の九の二第一項第二号の基礎期間をいう。以下同じ。）の最後の月とする当該基礎期間について同項の規定による申出をした日雇労働被保険者に対する同法第三十八條の九の三第二号の規定の適用に当たつては、同号中「六十日分」とあり、また、「六十分の一」とあるのは、当該申出に係る基礎期間のうち、施行日の属する月以後の期間につき次の表の上欄に掲げる区分に応じ中欄及び下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

施行日の属する月以後の期間	読み替へる字句	
	一月	十分の一
一月	二十日分	二十分の一
二月	三十日分	三十分の一
三月	四十日分	四十分の一
四月	五十日分	五十分の一
五月	六十日分	六十分の一

（保険関係の成立に關する経過措置）
第九條 この法律の施行の際現に旧徴収法第四條第二項の規定により労働大臣の認可を受けて失業保険に係る保険関係が成立している任意適用事業については、当該認可があつた日に新徴収法第四條の規定による失業保険に係る保険関係が成立したものとみなす。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和四十九年十二月二十四日【参議院】

2 この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の当然適用事業（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第二条の規定により当然適用事業とされない事業を除く。）以外の事業に該当する事業（前項に規定する事業を除く。）であつて、施行日前にその事業が開始されたものの事業主については、新徴収法第四条の規定にかかわらず、施行日にその事業につき失業保険に係る保険関係が成立したものとみなす。

（労働保険料に関する経過措置）

第十条 施行日前の期間に係る旧徴収法の規定による労働保険料の額及び負担については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 前八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本修正の結果必要とする経費は、本年度分約一千百億円、平年度約四千四百億円の見込みである。

十二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

経済変動に伴う雇用不安の緩和等に関する緊急措置法案（省略タケ子君外一名発議）
経済変動に伴う雇用不安の緩和等に関する緊急措置法案
経済変動に伴う雇用不安の緩和等に関する緊急措置法案

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 失業防止のための緊急措置（第二条）
第三章 失業者の就労保障のための緊急措置（第九条―第十一条）
第四章 緊急融資及び貸金等の支払保障（第十二条―第十五条）

第五章 罰則（第十六条―第十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、最近における経済事情の著しい変動により多数の企業の経営が困難となつてゐるため多数の失業者が発生するおそれがある現状にかんがみ、就労者の失業を防止し、及び失業者の就労の機会を確保するための緊急措置等を講ずることにより、労働者の生活の安定を図ることを目的とする。

第二章 失業防止のための緊急措置

（使用者の努力義務）

第二条 使用者は、みだりに経済事情の著しい変動により企業の経営が困難になつたことを理由として労働者を解雇することがないように努めなければならない。

2 使用者は、臨時に雇用する労働者又は労働時間一般の労働者より短く定められている労働者を一般の労働者と差別して解雇することがないように努めなければならない。

（整理解雇の届出）

第三条 使用者が整理解雇（別表上欄に掲げるその常時使用する労働者の人数の区分に応じ、同表下欄に掲げる人数以上の労働者を三月の期間内に解雇することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該整理解雇について次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 解雇しようとする労働者で当該都道府県の地域に所在する事業場に勤務するものの氏名
- 二 当該労働者の解雇の予定日
- 三 当該労働者の再雇用の予約、再就職のあつせんその他解雇しようとする労働者の生活の安定に資するために講ずる措置
- 四 整理解雇の理由
- 五 当該整理解雇における労働者の選定基準
- 六 その使用者が常時使用する労働者の人数

七 当該整理解雇において他の都道府県の地域に所在する事業場に勤務する労働者を解雇する場合にあつては、その事業場の所在地及び事業場ごとの解雇しようとする労働者の人数八 その他労働者省令で定める事項

（解雇制限）

第四条 使用者は、次条第一項に規定する協議が調い、又は勧告がなされるまでは、労働者を整理解雇してはならない。ただし、次条第二項の規定による通知がなされた場合にあつては当該通知の日以後、当該通知がなされない場合にあつては当該届出の日から三月を経過した日以後は、この限りでない。

（勧告）

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の規定による届出があつたときは、解雇されようとする労働者の意見を聴いて、使用者及び解雇されようとする労働者又は当該労働者の属する労働組合の間の当該解雇についての協議をあつせんするものとし、当該協議が調わないときは、当該事実を調査し、当該解雇が次の各号のいずれかに該当するときは、社会的に不当な解雇として、使用者に対し、解雇の取りやめ、再雇用の予約、再就職のあつせんその他労働者の解雇後の生活の安定に資するために必要な措置を勧告しなければならない。ただし、当該解雇について労働者の責に帰すべき事由等が存する場合は、この限りでない。

- 一 不当に組合活動の抑圧を目的とする疑いのある解雇、国籍、信条又は社会的身分を理由とする差別的取扱ひの疑いのある解雇その他法令に違反する疑いのある解雇
- 二 当該解雇により当該事業場の所在する地域の住民の多数に著しい経済上の影響を与え、その回復が困難と認められる解雇

三 重度の身体障害者、原子爆弾被爆者等を扶養し、又は交通事故等により父を失つた子を含む母子家庭における生計を維持している労働者で他に収入、資産等がないものに対する解雇その他当該解雇により労働者の生活が著しく困難するおそれのあると認められる解雇

四 社会的に相当と認められる額の退職金を支払わない解雇

2 都道府県知事は、当該解雇が前項各号のいずれにも該当しないと認めるとき及び同項ただし書の規定に該当すると認めるときは、使用者に対し、同項の勧告をしない旨を通知するものとする。

（関係都道府県知事の協議）

第六条 第三条第一項の規定による届出があつた場合において、当該整理解雇に係る事業場が二以上の都道府県の地域に所在するときは、関係都道府県知事は、前条に規定するあつせん、調査、勧告又は通知に関し互いに協議して適切な措置をとらなければならない。

（勧告に従わない場合の理由の開示）

第七条 使用者は、第五条第一項によりなされた勧告に従わないときは、当該勧告がなされた日から十日以内に、当該都道府県知事に対し、その理由を記載した書面及びその理由を明らかにする企業の経理状況を示す資料その他の資料を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出された書面及び資料を公表することができる。

（この章の規定の解釈）

第八条 本章の規定は、第三条第一項に規定する整理解雇及び第五条第一項各号に掲げる解雇のいずれにも該当しない解雇を使用者が行うことを容認する趣旨のものであると解釈してはならない。

第三章 失業者の就労保障のための緊急措置

置

(就労の機会の確保)

第九條 労働大臣は、失業対策事業の実施、公共事業への失業者吸収率の決定その他失業者の就労の機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十條 労働大臣は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号。以下「対策法」という。)第六條の規定による失業対策事業の計画及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号。以下「特別措置法」という。)第二十一條の規定による計画を樹立するに当たつては、就労の機会を増大するように特別の配慮をしなければならない。

2 労働大臣は、前條の規定による失業者吸収率、対策法第十二條の規定による失業者吸収率及び特別措置法第二十二條の規定による失業者吸収率相互間の調整を図るよう考慮しなければならない。

(関係地方公共団体等の長の意見の聴取)

第十一條 労働大臣は、対策法第六條の規定による失業対策事業の計画を樹立し、特別措置法第二十一條の規定による計画により就労の機会の増大を図るための事業を実施し、又は対策法第十二條若しくは特別措置法第二十二條の規定により地域別に失業者吸収率を決定するに当たつては、あらかじめ、関係地方公共団体等の長の意見を聴かなければならない。

第四章 緊急融資及び貸金等の支払保障

(緊急融資の制度)

第十二條 政府は、中小企業者(中小企業基本法昭和三十八年法律第五十四号。第二條各号に掲げるものをいう。以下同じ。)である使用者が第四條の規定によりその解雇が制限され、又は第五條の規定による勧告に基づいて解雇を取りやめることとなつた労働者に対する貸金、休業手当その他これらに準ずる給付(貸金等)という。以下同じ。)の支払に充てるための資金が不足した場合における当該不足に應ずるための緊急

急の融資に関する制度を、速やかに設けるよう努めなければならない。

(労働債権支払保障基金)

第十三條 労働債権支払保障基金(「基金」という。以下同じ。)は、中小企業者である使用者が事業を廃止し、又は前條の規定に基づく制度による融資を受けることができない場合において、貸金等又は退職金を支払うことができず、又はその支払が遅滞したときに、当該使用者に代つてこれらを支払うものとする。

2 基金の設置、組織、運営その他基金に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(建設工事における元請負人の貸金等の支払保障)

第十四條 建設工事が数次の請負によつて行われている場合において当該建設工事の作業に従事する建設労働者(最も先次の請負契約における請負人である使用者(元請負人)という。以下同じ。)に雇用される者を除く。)につき、貸金等の全部又は一部が支払われないとき又はその支払が遅滞すると見込まれるときは、当該建設工事に係る元請負人がその支払の責に任ずるものとする。

(貸金等の支払の確保)

第十五條 使用者は、経済事情の著しい変動により企業の経営が困難になつた場合においても、貸金等の支払を確保するように配慮しなければならない。

第五章 罰則

第十六條 第四條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十七條 第七條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十八條 第三條第二項の規定に違反して、通知せず、又は周知させるための措置をとらなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

(廃止)

2 この法律は、その施行の日から三年以内に廃止するものとする。

止するものとする。

(政府の措置)

3 政府は、就労者の失業の防止、失業者の就労の機会の確保及び休業手当等の支払保障に関する制度の確立のための法令の整備について検討を加え、その結果に基づいて、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

別表(第三條関係)

常時使用する労働者の人数	解雇する労働者の人数
	労働者の人数
二十人未満	三人
二十人以上三百人未満	その雇用する労働者の総数の百分の十五
三百人以上	五十人

十二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆)

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第十七項とし、附則第四項の次に次の十二項を加える。

(障害福祉年金等の額についての特例)

5 国民年金法第五十八條、第六十二條及び第七十九條の二第四項の規定の適用については、当分の間、同法第五十八條中「十三万五千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、「九万四千」とあるのは「二十九万七千円」と、同法第六十二條中「十二万七千六百円」とあるのは「二十九万七千円」と、同法第七十九條の二第四項中「九万四千」とあるのは「二十四万円」とする。

6 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十一條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「六万六千円」とあるのは、「二十四万円」とする。

7 国民年金法第七十六條の規定により読み替えられた同法第二十六條同法第二十八條第一項及び第二十八條の二第一項の規定を適用する場合を含む。)の規定による老齢年金の受給権者で同法第七十七條第一項の規定によつて老齢年金の額が計算されるものに支給する老齢年金の額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、二十四万円とする。

8 国民年金法第八十七條の二第一項の規定による保険料納付済期間を有する者に支給する老齢年金の額は、当分の間、同法第七十七條第二項及び前項の規定にかかわらず、二十四万円と二百円に当該保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。

9 前二項の規定によつて老齢年金の額が計算される者については、国民年金法第二十七條の二第一項中「前條第二項」とあるのは「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六

(第二三七七号)(第二三七八号)(第二三七九号)(第一三八〇号)(第一五七八号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第一九

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六五二号 昭和四十九年十二月十七日受理
国民健康保険の改善強化に関する請願(四通)
請願者 北海道中川郡美深町字西町一八美
深町長 長谷部秀見外三名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九四号 昭和四十九年十二月十八日受理
国民健康保険の改善強化に関する請願(二通)
請願者 北海道亀田郡大野町本町一七五
大野町長 吉川清之助外一名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八六四号 昭和四十九年十二月十九日受理
国民健康保険の改善強化に関する請願(二通)
請願者 北海道亀田郡戸井町字館町三戸井
町長 中釜美外一名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九三〇号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険の改善強化に関する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二丁目札幌
市長 板垣武四

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九三二号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険の改善強化に関する請願
請願者 北海道夕張郡長沼町市街地長沼町
長 中川清

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇四九号 昭和四十九年十二月二十一日受理

国民健康保険の改善強化に関する請願
請願者 北海道亀田郡般法華村字八幡七
般法華村長 長政友一

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九八一号 昭和四十九年十二月二十二日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(二通)
請願者 大分県宇佐郡院内町大字香下
加東ヤス外三千九百九十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九八二号 昭和四十九年十二月二十二日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(一通)
請願者 千葉市椿森四ノ二ノ一和泉寮内
高山悦子外二千二百十六名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九八三号 昭和四十九年十二月二十二日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡市博多区住吉五ノ六ノ四
石橋政志外三百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九八四号 昭和四十九年十二月二十二日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 宮城県亘理郡山元町高瀬国立療養
所宮城病院内全医務宮城支部内
荒敏治外九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九九八号 昭和四十九年十二月二十二日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 新潟市小針九〇八ノ八 枝並金蔵
外四百八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九九九号 昭和四十九年十二月二十二日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(六通)
請願者 島根県益田市駅前町一一ノ二
宮内健太郎外千九百二十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一〇五一号 昭和四十九年十二月二十二日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡市西区筈丘一ノ三六ノ三六
平島田鶴子外六百二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一九三三号 昭和四十九年十二月十三日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 岩手県二戸市石切所杉ノ沢一四ノ
三 女鹿文蔵外九百七十五名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一二四二二号 昭和四十九年十二月十三日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
(十四通)
請願者 島根県浜田市黒川町三、七四八
東明子外三千二百二十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一二四三三三号 昭和四十九年十二月十三日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡県筑後市熊野上原々一、五三
〇ノ一〇 松崎フミエ外七百二十

三名 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一二六三三三号 昭和四十九年十二月十三日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(二
十七通)
請願者 香川県仲多度郡満濃町七七ノ一
神保ユキ子外五千四百七十四名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三五五五号 昭和四十九年十二月十四日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡県大牟田市笹原町二ノ一二七
松尾誠外五百七十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三七四四号 昭和四十九年十二月十六日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(二
十八通)
請願者 岡山県都窪郡早島町四、〇六六岡
山県医療労働組合協議会内 窪田
恒雄外八千五百七十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一四六二二二号 昭和四十九年十二月十六日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(十
一通)
請願者 千葉県松戸市高塚新田一二三ノ一
佐々木三太外一万九千九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一四六三三三号 昭和四十九年十二月十六日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(二
十八通)

請願者 島根県松江市南田町五六一 柳

浦利正外四千四百三十二名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一四七八号 昭和四十九年十二月十六日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 北九州市小倉南区大字小森二七一

大上敬子外七百九十六名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一四七九号 昭和四十九年十二月十六日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 大阪府摂津市昭和園一ノ一五ノ三

〇三 阿久津秀雄外千二百三十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五六八号 昭和四十九年十二月十七日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町二五二 坂本

清香外四千四百九十八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五六九号 昭和四十九年十二月十七日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 北九州市戸畑区三六町一七ノ二七

安田昭子外二千十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一七八三号 昭和四十九年十二月十八日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡加治木町一、八八

二 岩下美恵子外八百八十二名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八六〇号 昭和四十九年十二月十九日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 東京都品川区小山台一ノ七ノ二二

竹下委子外二千八百九十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八六一号 昭和四十九年十二月十九日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 北海道小樽市奥沢三ノ二二ノ一七

榎静江外三千七百七十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八六二号 昭和四十九年十二月十九日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡六合村大字日影 富

沢昭司外九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八六三号 昭和四十九年十二月十九日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 福井県鯖江市長泉寺町一ノ七ノ七

熊野紀元外九百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一九三三三号 昭和四十九年十二月二十日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 福井県敦賀市野坂四四ノ三七 佐

野信夫外九百八十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一九三四号 昭和四十九年十二月二十日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 横浜市神奈川区入江一ノ三四 金

子博人外百九十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一九三五号 昭和四十九年十二月二十日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市上坂部一四五ノ一

田中恵美子外千二百八十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇〇一号 昭和四十九年十二月二十日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 埼玉県所沢市大字三ヶ島一、七〇

五ノ六 田中勲外二百一名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇〇二号 昭和四十九年十二月二十日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 石川県金沢市宝町一三ノ一 向良

枝外五百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇一八号 昭和四十九年十二月二十日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 北海道浦河郡浦河町東町 前川秀

昭外九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇五七号 昭和四十九年十二月二十一日受

理 医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 北海道登別市片倉町三ノ一一 森

脇省五外二千五百六十八名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇九七号 昭和四十九年十二月二十一日受

理 医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(三

通)

請願者 岩手県二戸市仁左平字小山二九

荒木田次郎外九百九十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇九八号 昭和四十九年十二月二十一日受

理 医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 熊本市神新町六六八 中村剛外二

百名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九八五号 昭和四十九年十二月十二日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 広島県呉市広町一四、六五七 大

西健外二名

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第九九六号 昭和四十九年十二月十二日受理

療術の制度化に関する請願(四七通)

請願者 東京都新宿区市ヶ谷富久町一一三

吉田明博外四十六名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一〇四四号 昭和四十九年十二月十二日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 山口県防府市車塚町一ノ四二ノ二

〇三 藤又エ子

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一〇七〇号 昭和四十九年十二月十二日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 愛知県海部郡佐織町諏訪 早川三郎

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一一六五号 昭和四十九年十二月十三日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 広島県福山市西桜町一ノ六ノ八 藤本節子外二名

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一二三五号 昭和四十九年十二月十三日受理

療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 山口県萩市江向四区 吉野博証外四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一三五六号 昭和四十九年十二月十四日受理

療術の制度化に関する請願(六通)

請願者 滋賀県彦根市田附町一、二二七 村田義三外五名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一三三七号 昭和四十九年十二月十四日受理

療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 山口県萩市渡り口九一 浦ひさの 外四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一三七二号 昭和四十九年十二月十六日受理

療術の制度化に関する請願(四通)

請願者 滋賀県彦根市辻堂町一八 宮内甚太郎外三名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一四六四号 昭和四十九年十二月十六日受理

療術の制度化に関する請願(七通)

請願者 広島県賀茂郡豊栄町吉原 片山清三外六名

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一五六三三号 昭和四十九年十二月十七日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 高知市愛宕町一ノ三ノ一二 宮田利雄外十四名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一五六四四号 昭和四十九年十二月十七日受理

療術の制度化に関する請願(四十四通)

請願者 長崎市御船蔵町一ノ二九 桑島数美外四十三名

紹介議員 中村 稔二君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一五七七号 昭和四十九年十二月十七日受理

療術の制度化に関する請願(六通)

請願者 山口県萩市越ヶ浜二区 末武アサ子外五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一六五四号 昭和四十九年十二月十七日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 滋賀県東浅井郡湖北町速水九七二 角川茂良外二名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一六六九号 昭和四十九年十二月十七日受理

療術の制度化に関する請願(七通)

請願者 新潟県北蒲原郡中条町平木田一、五四四ノ六 吉田富雄外六名

紹介議員 神田 博君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一六七九号 昭和四十九年十二月十七日受理

療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 広島県三次市十日市町二、二九八ノ六 安森皇雄外十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一六八二二号 昭和四十九年十二月十七日受理

療術の制度化に関する請願(二十三通)

請願者 山口県徳山市東山一〇ノ三五 岡崎敦子外二十二名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一六九五号 昭和四十九年十二月十八日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 鹿児島市武町二四三 竹下清

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一七〇〇号 昭和四十九年十二月十八日受理

療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 広島県呉市吉浦本町三ノ四ノ一 堂城菊枝外十名

紹介議員 永野嚴雄君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一七七〇号 昭和四十九年十二月十八日受理

療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 新潟市関屋昭和町二ノ九一 金子

謙二外十名
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一七八一号 昭和四十九年十二月十八日受理

療術の制度化に関する請願(六通)

請願者 山口県萩市江向四区ノ一 吉野ヤス子

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一八七〇号 昭和四十九年十二月十九日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 鹿児島市池之上町一ノ三 北道昌佳外二名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一八七一号 昭和四十九年十二月十九日受理

療術の制度化に関する請願(九通)

請願者 新潟県三島郡与板町長町 関川清虎外八名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一八七二号 昭和四十九年十二月十九日受理

療術の制度化に関する請願(七通)

請願者 広島県佐伯郡湯来町伏谷一二七 富田寿美外六名

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一八七三三号 昭和四十九年十二月十九日受理

療術の制度化に関する請願(七通)

請願者 山口県萩市越ヶ浜一区 高橋スエ子外六名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一八七四号 昭和四十九年十二月十九日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町西高篠 森

紹介議員 前川 旦君
西一外十六名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一八八八号 昭和四十九年十二月十九日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 佐賀県鹿島市大字中村一、九七五

紹介議員 鍋島 直紹君
ノ四 早田研三

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一八九九号 昭和四十九年十二月十九日受理
療術の制度化に関する請願(十四通)
請願者 高知市新本町一ノ三ノ三 坂本

紹介議員 林 達君
文外十三名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九〇〇号 昭和四十九年十二月十九日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 広島県尾道市山波町内一、二九一

紹介議員 藤田 進君
中浜茂

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九〇一号 昭和四十九年十二月十九日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 鹿児島市谷山塩屋町三三二 竹之

紹介議員 宮之原貞光君
内幸弘外一名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九〇二号 昭和四十九年十二月十九日受理
療術の制度化に関する請願(七通)
請願者 愛知県津島市寿町三一 鈴木貞子

外六名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九七七号 昭和四十九年十二月二十日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 東京都文京区本郷四ノ二四ノ七

紹介議員 阿貝根 登君
大角登代

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九九一号 昭和四十九年十二月二十日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 広島県福山市西桜町一ノ六ノ八

紹介議員 藤本 万三君
藤本国光外十五名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九九二号 昭和四十九年十二月二十日受理
療術の制度化に関する請願(八通)
請願者 名古屋市中区西内通三ノ一七 佐

紹介議員 須原 昭二君
藤秀子外七名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇〇三号 昭和四十九年十二月二十日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 広島県福山市水谷町山ノ神一、四

紹介議員 塩出 啓典君
八五ノ四 来山マツエ

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇〇七号 昭和四十九年十二月二十日受理
療術の制度化に関する請願(四通)
請願者 新潟県三島郡三島町脇野町 中川

紹介議員 徳永 正利君
第一外三名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇五五号 昭和四十九年十二月二十一日受

理
療術の制度化に関する請願(四通)
請願者 名古屋市西区大金山町三ノ六八 佐

紹介議員 須原 昭二君
藤功外三名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇六六号 昭和四十九年十二月二十一日受

理
療術の制度化に関する請願(五通)
請願者 広島市可部町四日市一、〇一九ノ

紹介議員 藤田 進君
一六 玉守秀夫外四名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇六七号 昭和四十九年十二月二十一日受

理
療術の制度化に関する請願(四通)
請願者 鹿児島市紫原五ノ二六ノ二三ノ三

紹介議員 井上 吉夫君
岩崎幸夫外三名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇六八号 昭和四十九年十二月二十一日受

理
療術の制度化に関する請願(八通)
請願者 広島市祇園町東原一七五 松山ア

紹介議員 藤田 正明君
ヤ子外七名

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第九八六号 昭和四十九年十二月十二日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 高知市本町四ノ一ノ三七高知県社

第九八七号 昭和四十九年十二月十二日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 京都市左京区北白川下池田町九五

紹介議員 林田悠紀夫君
名
ノ二 仁木庄三郎外五千二百十六

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九八八号 昭和四十九年十二月十二日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 埼玉県本庄市四方田一三 高橋照

紹介議員 瀬谷 英行君
夫

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九八九号 昭和四十九年十二月十二日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 京都市中京区六角通大宮西入 内

紹介議員 小川 半次君
海魚兼外五千八百五名

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九九七号 昭和四十九年十二月十二日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都葛飾区柴又一ノ二ノ一五

紹介議員 上田 哲君
日の出荘内 阿久津秀夫外八百十

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一一九二号 昭和四十九年十二月十三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 三重県津市神戸 竹内誠外一万五

紹介議員 斎藤 十朗君
千七百八十六名

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一三三七号 昭和四十九年十二月十四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 埼玉県深谷市東方字下原四、三二
一 木村宏外二千四百四十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第二三五四号 昭和四十九年十二月十四日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 茨城県真壁郡関城町下一七九五
大和田英一外千六百十六名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四五〇号 昭和四十九年十二月十六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 大阪府此花区春日出町中六ノ八社
会福祉法人イエス団天使保育園内
小川秀一外四千五百八十六名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四六九号 昭和四十九年十二月十六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 長崎県平戸市堤町二、二四五 山
本法経外九千七百五十五名
紹介議員 初村滝一郎君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四八〇号 昭和四十九年十二月十六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 香川県仲多度郡琴平町苗田四七六
ノ一 山村明子外二千五百名
紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四八一号 昭和四十九年十二月十六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 福岡市博多区店屋町四ノ二 福岡市
保育協会内 時枝駒太郎外五千五
百九十八名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四八二号 昭和四十九年十二月十六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 大阪府城東区今福南二ノ二一ノ一
四今福保育園内 井関政勝外四千
五百七十名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一五七〇号 昭和四十九年十二月十七日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 茨城県結城郡八千代町大洗 中山
猛外千五百名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一六九三号 昭和四十九年十二月十八日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 茨城県新治郡出島村牛渡一、九九
〇 宮崎政雄外千九百四十名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一六九六号 昭和四十九年十二月十八日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市寺家町二、九二五
山本義外八千六百六十五名
紹介議員 久保田藤彦君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一七七二号 昭和四十九年十二月十八日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 茨城県那珂湊市八幡下七、一六三
ノ一 堀川秀雄外四千六百八名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一七九四号 昭和四十九年十二月十八日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 福井市宝永三ノ二一 福井県私
立保育園連盟内 金林勉外千九百
七十一名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一八五八号 昭和四十九年十二月十九日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都千代田区麹町四ノ五 渡辺
弘子外八千七百七十四名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一八五九号 昭和四十九年十二月十九日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都北区堀船二ノ二一ノ一三
樋口義男外六千九百七十三名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一八六八号 昭和四十九年十二月十九日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 茨城県古河市二ノ五、五七八 中
島立子外千八百四十名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一九三二号 昭和四十九年十二月二十日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 茨城県筑波郡谷田部町西大橋 川
端民造外七百九十五名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第二〇九九号 昭和四十九年十二月二十一日受
理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 大阪市東淀川区東三国町東淀川保
育園内 橋本長子外四千九百六名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一〇三七号 昭和四十九年十二月二十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 群馬県前橋市岩神町二ノ八ノ二二
諏訪弥一郎外百名
紹介議員 斎々久保重光君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇三八号 昭和四十九年十二月二十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 京都市上京区寺之内通千本東八二
丁目新熊東町三四七 滋賀辰雄
外二十名
紹介議員 小川 半次君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇三九号 昭和四十九年十二月二十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 兵庫県多可郡中村町二七九
松本重徳外十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇四〇号 昭和四十九年十二月二十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 岐阜県羽島市竹鼻町三、一二五
岩田清一外四百三名
紹介議員 藤井 丙午君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇四一号 昭和四十九年十二月二十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 滋賀県野洲郡野洲町 千代英男外
二十名
紹介議員 望月 邦夫君

第一〇四二号 昭和四十九年十二月二十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 滋賀県野洲郡野洲町 千代英男外
二十名
紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇四二号 昭和四十九年十二月十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町大字能登川
七一村喜織物株式会社代表取締役
村田喜十郎外二十名

紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇六六号 昭和四十九年十二月十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 京都市上京区一条通猪熊東入如水
町 姫野政一外二十一名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇六七号 昭和四十九年十二月十二日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 徳島市佐古一番町一三〇二 長尾
善一郎外百六十二名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二一九号 昭和四十九年十二月十三日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 滋賀県長浜市分木町一〇一〇 西
昌武男外七十九名

紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十九年十二月十三日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 福岡市中央区天神四ノ五ノ一二博
多織工業組合理事長 中西八郎外
三百四十四名

紹介議員 鈴木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二二二号 昭和四十九年十二月十三日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 岐阜県羽島市竹鼻町狐六三、〇一
八岩伸毛織物株式会社社長 岩田治
喜外五百八十四名

紹介議員 藤井 丙午君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二二六号 昭和四十九年十二月十三日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 東京都八王子市八幡町一ノ二
八王子織物工業組合内 河西達郎
外百名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二七一号 昭和四十九年十二月十三日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 兵庫県加西市殿原町二一八 後藤
繁作外三十九名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二三四九号 昭和四十九年十二月十四日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 福井県鯖江市柳町三丁目 高橋輝
夫外四百十四名

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二四四九号 昭和四十九年十二月十六日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 大阪府岸和田市荒木町三六二ノ一
田中政雄外三百一名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

請願者 大阪府泉佐野市日根野三、九六九
神秀タール株式会社代表取締役
神藤秀一外十四名

紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十九年十二月二十一日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西脇市富吉上町一三三 村
上亀六外十九名

紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇四六号 昭和四十九年十二月十二日受理
労働者災害補償保険法(改正法案)に関する労働者
の改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区光明金子医院内
福岡県脊髄損傷者同志会内 船瀬
幸雄

紹介議員 小野 明君
労働者災害補償保険法の改正に当たっては、次の
事項の実現を図らねばならぬ。

一、脊髄損傷者に対する長期傷病給付について、
障害一級認定者と同様な給付基礎額の支給条件
とすること。

二、平均賃金の低い者に対しては、一率に基礎日額
を最低千五百円とすると、受傷年度に応じて
年度別全国労働者の平均賃金まで基礎日額を引
上げる等技術的に新、旧脊髄損傷者の補償給付格差
を是正すること。

三、長期傷病給付受給者のスライド制度も全国労
働者の平均賃金が五パーセント上昇することに
毎年実施すること。

四、昭和三十五年四月から施行された法令に基づ
き、打切補償費を支給された者については、長
期傷病給付から四十日分の差引給付を行つてい
るが、これを廃止すること。なお、遺族給付及
び埋葬給付も昭和三十五年以降の新法者と同等
な受給資格者とする。

五、労災年金(長期傷病給付)と厚生年金法の障
害年金の調整差引給付を現行の百分の五十を百
分の二十に調整緩和すること。なお、国民障害
年金についてもこれに準じること。

六、長期傷病給付を受給している自宅療養者に対
する介護料を現行一万八千円から五万円に引上
げること。

第一〇六八号 昭和四十九年十二月十二日受理
労働者災害補償保険法(改正法案)に関する労働者
の改善に関する請願

請願者 宮崎市松橋一ノ七ノ二九岩城外
科医院内宮崎県脊髄損傷者療友会
内 本田幸雄

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第一〇六九号 昭和四十九年十二月十二日受理
労働者災害補償保険法(改正法案)に関する労働者
の改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市赤崎町二九八大山
医院内長崎県脊髄損傷者同志会内
長野末雄

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第一〇七二号 昭和四十九年十二月十二日受理
「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 京都市上京区五辻通浄福寺西入一
色町二七ノ一西陣メカローポー
一〇二杉本朱実外千五百五十九名

紹介議員 小川 半次君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一九六号 昭和四十九年十二月十三日受理
「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 東京都国分寺市東恋窪四ノ二ノ二

浴光保育園内 平田みどり外十三
百四十七名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一三四八号 昭和四十九年十二月十四日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 茨城県筑波郡豊里町上郷三、三三
六 中山幸枝外二十六名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一四五二号 昭和四十九年十二月十六日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 岡山市浜本町三三二 斎藤恵美子
外一名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一四八三号 昭和四十九年十二月十六日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 香川県善通寺金蔵寺町一、六七四
ノ二 大西ヨシ子外六千三百四十
五名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一八七五号 昭和四十九年十二月十九日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 長野市南長池八五四社会福祉法人
日本保育協会長野支部内 渡辺
貞外千八百六十一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一八七六号 昭和四十九年十二月十九日受理
「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 宮崎市江平西二ノ三ノ一五 日高
和子

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一九七八号 昭和四十九年十二月二十日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 石川県加賀市片山津温泉六日本保
育協会石川県支部内 表二雄外七
百一十一名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一九七九号 昭和四十九年十二月二十日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町館二二五
中川久子

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一〇七三三号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願

請願者 山形市香澄町二ノ九ノ一九山形県
医師国民健康保険組合理事長 渡
辺一男

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇七四四号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願

請願者 福岡市博多区博多駅南二ノ九ノ三

〇福岡県医師国民健康保険組合理
事長 青柳成利外一名
紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇七五五号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願

請願者 鳥取市戎町三一八鳥取県医師国民
健康保険組合理事長 米原忠徳

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇七六六号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願

請願者 大分市荷揚町六ノ二三大分県医師
国民健康保険組合理事長 加藤新
田 岩男 頼一君

紹介議員 岩男 頼一君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇七七七号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願(八通)

請願者 京都市下京区堀川通綾小路下ル京
都市牛乳商業組合理事長 岩野正
雄外七名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇七八八号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願(二通)

請願者 宮崎市清水一ノ二二宮崎県南
科医師国民健康保険組合理事長

新坂真一外一名
紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇七九号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願(六通)

請願者 静岡県浜北市小松七四五浜名医師
会内 村尾正外五名

紹介議員 神田 博君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八〇号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願

請願者 福岡市博多区博多駅南二ノ九ノ三
〇福岡県医師国民健康保険組合内
斎藤辰巳

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八一号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願

請願者 三重県津市中央一五ノ九 三重県
医師国民健康保険組合理事長 川
原田圭一

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八二二号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改
正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関す
る請願

請願者 福島市中町七ノ五社団法人福島県
医師会館内福島県医師国民健康保

除組合理事長 岩永幾太郎
紹介議員 棚辺 四郎君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八三号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 静岡市呉服町二ノ八ノ一三蒲菊ビル三階静岡県薬剤師国民健康保険組合理事長 山崎鋭一
紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八四号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(二十四通)
請願者 神戸市兵庫区菊水町六ノ二 高崎 好雄外二十三名
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八五号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(十通)
請願者 大阪市南区渡谷仲之町五七ノ三三大阪府食品国民健康保険組合理事長 山崎準一外九名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八六号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(二通)
請願者 佐賀市西田代一ノ五ノ二四佐賀県歯科医師国民健康保険組合理事長 秋山清外一名
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八七号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(一通)
請願者 名古屋市中区栄四ノ一四ノ二一愛旅連レジャーセンタービル四階名古屋市食品国民健康保険組合理事長 神谷一英外一名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八八号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 横浜市中区相生町四ノ六五ノ二横浜市食品衛生国民健康保険組合理事長 木下忠吉
紹介議員 秦野 章君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇八九号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 東京都千代田区外神田三ノ一ノ八東京自転車商国民健康保険組合理事長 中林真平
紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九〇号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(十九通)
請願者 京都市東山区五条橋東六ノ五八六
紹介議員 京都府薬剤師会館内京都市料理飲食業国民健康保険組合理事長 吉沢弥三郎外十八名
林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九一号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(一通)
請願者 東京都豊島区西池袋一ノ三〇東京枝芸国民健康保険組合理事長 北川勝正外一名
川勝正外一名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九二号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 岡山市表町一ノ三ノ五岡山県薬剤師国民健康保険組合理事長 吉田薫
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九三号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(三通)
請願者 和歌山市雄賀屋町二五紀和薬劑師国民健康保険組合理事長 宇治田 正外二名
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九四号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(四通)
請願者 岡山市古京町一ノ一〇ノ六〇二岡山県医師国民健康保険組合理事長 森藤靖夫外三名
丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九五号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 福岡市博多区博多駅南二ノ九ノ三福岡県医師国民健康保険組合内平野芳孝
柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九六号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(三通)
請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ六ノ一東京食品販売国民健康保険組合理事長 長 外口茂三郎外二名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九七号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 新潟市南横堀町二九四新潟県歯科医師国民健康保険組合理事長 小林十一郎外三名
紹介議員 亘 四郎君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一〇九八号 昭和四十九年十二月十三日受理
国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 新潟市南横堀町二九四新潟県歯科医師国民健康保険組合理事長 小林十一郎外三名
紹介議員 亘 四郎君
この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(二通)

請願者 大阪市南区大宝寺町伸ノ丁四大阪文化芸能国民健康保険組合理事長

若松武雄外二名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一七四号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市菜園二ノ五ノ一七岩手県医師国民健康保険組合理事長

佐々木一夫

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一七五号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 石川県金沢市大手町三ノ二一石川県医師国民健康保険組合理事長

向井藤次平

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一七六号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 札幌市中央区大通り西七丁目北海道南科医師国民健康保険組合理事長

長 林武夫

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一七七号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 長野市西町長野県医師国民健康保険組合理事長 寺島清七

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一七八号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 三重県津市東丸之内一七ノ一三重県南科医師国民健康保険組合理事長

長 田所稔

紹介議員 久保田藤麿君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一七九号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 富山市総曲輪二ノ八ノ六富山県医師国民健康保険組合理事長 田上康外一名

紹介議員 橘 直治君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一八〇号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 長崎市興善町二ノ二一長崎県南科医師国民健康保険組合理事長 石野博

紹介議員 中村 禎二君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一八一号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 広島市観音本町一ノ一広島県医師国民健康保険組合理事長 大内五良

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一八二号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 山口市中央三ノ二九山口県薬剤師国民健康保険組合理事長 山内秀之

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一八三号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ三ノ二八滋賀県南科医師国民健康保険組合理事長 芦田佐仁

紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一八四号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(二通)

請願者 鳥取市東町一ノ二二〇鳥取県衛生課内鳥取県薬剤師国民健康保険組合理事長 米山英之助外一名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一八五号 昭和四十九年十二月十三日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願

請願者 東京都中央区銀座八ノ二ノ一新田ビル内東京芸能人国民健康保険組合理事長 紙恭輔

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第四四七号と同じである。

第一一九五号 昭和四十九年十二月十三日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 三重県津市高茶屋西城山一三重タオル染晒工業協同組合理事長 寺尾実外百六十八名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一二七二号 昭和四十九年十二月十三日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 兵庫県多可郡中町森本三〇九後藤忠太郎外千三百九十一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一九七号 昭和四十九年十二月十三日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 三重県久居市北口町五七九 辻順仁外九名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一二四一号 昭和四十九年十二月十三日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 北九州市若松区西畑町一〇ノ二一 深川貴夫外百三十二名

紹介議員 安永 安雄君

この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一二七四号 昭和四十九年十二月十三日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 東京都町田市鶴間四四〇 安藤利雄 外九名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一三五八号 昭和四十九年十二月十四日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 大分県大分郡湯布院町川上一、〇二五ノ四 森みどり 外百十三名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一五五五号 昭和四十九年十二月十七日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 三重県津市博多町四ノ六一 伊藤敏子 外百五十六名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一八九七号 昭和四十九年十二月十九日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 北海道旭川市住吉町六条 葉丸輝子 外八百五十三名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一九〇九号 昭和四十九年十二月十九日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 青森県弘前市蔵王町二 工藤正外 五百七十七名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一九三六号 昭和四十九年十二月二十日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 名古屋市中区千才町六八 長谷川高志 外二百五十名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第一九三七号 昭和四十九年十二月二十日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 名古屋市中区山田町 河西康夫 外三百十名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二〇一九号 昭和四十九年十二月二十日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明六、五三九 坂本チヨ 外三百五十三名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二〇九六号 昭和四十九年十二月二十一日受理
障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
請願者 長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷 一、三四八 馬場研外 二十九名

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二二二四号 昭和四十九年十二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中区熱田区横田町一ノ四二 出口基太郎 外二十名

紹介議員 中村 波男君
一、一般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、死者遺族等に対する、戦時災害援護法を早急に制定すること。
二、一般民間戦災犠牲者、傷害者、死者遺族等の全国的調査を、国の責任において実施すること。

理由
先の大戦の際、軍人軍属、準軍属だけでなく多数の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受

け、又は死亡したが、戦後二十数年、これらの戦争犠牲者とその遺族に対しては、何らの援護も行われていない。これらの人々に対し、国家補償の精神に基づき、旧軍人、家族等に対する措置と同様の援護を与えるよう要望する。

第二二二五号 昭和四十九年十二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市増田北町六〇 清水富貴子 外二十名

紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二二七号 昭和四十九年十二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中区笠寺町下新町七四 三和康彦 外二十名

紹介議員 松岡 克由君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二三八号 昭和四十九年十二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 愛知県稲沢市奥田町五、三二九ノ五 吉川順子 外四十一名

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二二九号 昭和四十九年十二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中区八雲町五一 佐々木専三郎 外二十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二四〇号 昭和四十九年十二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県尾西市小信中島字宮前八二四 小池三子 外二十名
目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二七三号 昭和四十九年十二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市有楽町七六ノ二 小林万朝外二十名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二三四二号 昭和四十九年十二月十四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 鹿児島市岡之原町四、四九六ノ一 三六 浜添シヅ子 外二十名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二三四三号 昭和四十九年十二月十四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県海部郡美和町大字木田字五反田三八ノ三 大藪進外二十名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二三五九号 昭和四十九年十二月十四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県安城市里町七曲一ノ三九 田下高明 外二十名

紹介議員 高橋 邦雄君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二三六〇号 昭和四十九年十二月十四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県尾西市小信中島字宮前八二四 小池幸次 外二十名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。
第一四五一号 昭和四十九年十二月十六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区御剣町三ノ二八

紹介議員 篠田金一外二十名

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一四六五号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市守山区小幡小六長栄住宅

六ノ一〇四 浅井弘子外二十名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一四六六号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊田市長町宮畔一 鈴木紀

代美外二十名

紹介議員 岩上 妙子君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一四七六号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区川名山町一六〇鈴

木方 須藤剛外二十名

紹介議員 野々山二三君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一五六二号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市増田北町六〇 清水

健一外二十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一五六六号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区宝田町四ノ五 高

瀬菊四郎外二十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一五七九号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町新家東團三

六八宮田荘内 果英男外二十名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一五八〇号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 京都市上京区河原町丸太町上る出

水町 堀井令以知外二十名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一六五三三号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県一宮市北方町西本郷 坂井

田安一外二十名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一六八一号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市熱田区横田町一ノ五八

西浦忍外二十名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一七七八号 昭和四十九年十二月十八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区古渡町二ノ二九 佐

藤元泰外二十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一七七九号 昭和四十九年十二月十八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市港区一洲町二 山本澄子

外二十名

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一七八〇号 昭和四十九年十二月十八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 岐阜県関市東町五ノ三 馬淵よし

外二十名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一八六五号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市西区枇杷島町柳場無番地

加藤松次郎外二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九〇三三号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 三重県四日市市石塚町九ノ一六

後藤まさ子外二十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九〇四号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 岐阜市元町二ノ二三 宇野妙子外

三十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九〇五号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区下山町一ノ二二

岩脇素子外二十名

紹介議員 竹田 現昭君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九〇六号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市千種区千種町茂佐裏二六

ノ四市宮第七仲田荘内 高橋里外

二十名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九〇七号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市平子町北六一旭旁

災病院内 高木兼和外二十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九〇八号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区上山町一ノ一 折

重幸外二十名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九一四号 昭和四十九年十二月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区古渡町二ノ二九 佐

藤泰一外五十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 鹿児島市伊敷町二、四八六ノ一二

三 浜添弘光外二十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九九三三号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県海部郡美和町木田五反田三

八ノ三 大敷進外二十名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一九四四号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保三ノ五四

丸山武夫外二十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二〇四号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県津島市今市場町一ノ二五

高坂登外二十名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二〇六五号 昭和四十九年十二月二十一日受

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区平針住宅九ノ七

三〇五 田口量久外二十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二〇五一号 昭和四十九年十二月二十一日受

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区天白町植田一本松

一五九ノ一 三田武男外四十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二〇五六号 昭和四十九年十二月二十一日受

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 昭和四十九年十二月二十一日受

請願者 愛知県稲沢市奥田町五、三一ノ九

五 吉川克子外二十名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一三四五号 昭和四十九年十二月十四日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 岡山市清輝橋一ノ四ノ一二 芥田

日慈外五名

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一三七五号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 川崎市川崎区貝塚一ノ二ノ四

三村由太郎外四名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一三七六号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(三三通)

請願者 群馬県太田市下小林甲三三四 長

谷川正男外四十九名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一三七七号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(三三通)

請願者 福島県郡山市横塚五ノ一三ノ一五

大越良夫外十四名

紹介議員 棚田 四郎君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一三七八号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(三三通)

請願者 静岡県浜松市鴨江一ノ三ノ三〇

田中栄太郎外六十四名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一三七九号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(四通)

請願者 兵庫県芦屋市浜戸屋町一ノ二六

山村豊成外二十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一三八〇号 昭和四十九年十二月十六日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(三三通)

請願者 群馬県前橋市城東町三ノ三ノ四

中村富寿外六十四名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一五七八号 昭和四十九年十二月十七日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 群馬県前橋市表町一ノ七ノ一五

石井繁丸外四名

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一九八一号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 群馬県太田市下田島一、三五四

石黒銀次郎外四名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一九八二号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 群馬県太田市本町二 塚越藤夫外

四名

紹介議員 神田 博君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一九八三号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町一ノ一八ノ二

二 佐藤幸雄外四名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一九八四号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(三三通)

請願者 群馬県伊勢崎市豊城町二、一一三

ノ四 林八千代外十三名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一九八五号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 群馬県群馬郡榛名町上里見九八一

ノ三 清水まさ外四名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一九八六号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町二ノ七ノ九

上岡繁外四名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一九八七号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大字中野五六 村

井勇二外四名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第二〇〇八号 昭和四十九年十二月二十日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願

請願者 群馬県前橋市駒形町八二 亀井邦

夫外四名

紹介議員 小川 半次君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第二〇〇九号 昭和四十九年十二月二十日受理
戦災遺家族援護法の立法化に関する請願
請願者 群馬県太田市大字新井五六八 星
野良雄外四名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第八〇五号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十九年十二月十四日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市霞ヶ丘二ノ六ノ一
一三ノ四 上田昭外七千七百六十
四名

紹介議員 柄谷 道一君

一、腎疾患の早期発見・早期治療体制を確立すること。
二、患者代表も参加した腎疾患対策委員会を設置すること。
三、腎炎・ネフローゼ等の長期療養者の医療費を公費負担し、生活を保護すること。
四、健康保険制度と年金制度を改善すること。
五、腎疾患医学研究を促進し総合腎センターを設置すること。
六、医療制度を改善し、専門医療関係者の充実をはかること。
七、いのかにかかわる医薬品不足を完全に解消すること。
八、勤けるすべての腎疾患患者のために社会復帰対策を促進すること。

理由

腎臓病は、今日ほど医学が進歩したもとも、いまだ原因が明らかでなく治療方法も未確立の状態、患者は、かろうじて人工腎臓、腎臓移植などに希望を託しながら治療に、生活に不安な毎日を送っている。それにもかかわらず、国の腎疾患対策はいちじるしくたおくられているといわざるを得ない。

第一四五三号 昭和四十九年十二月十六日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 福岡県久留米市藤山町一、八六六
ノ六 中島哲司外二百七十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四六七号 昭和四十九年十二月十六日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市霞ヶ丘二ノ六ノ一
一三ノ四 上田昭外五千二百一十八
名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四六八号 昭和四十九年十二月十六日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 福岡県久留米市高良内町三、四三
二ノ四七 平井一善外二千名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四七七号 昭和四十九年十二月十七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 福岡県大牟田市吉野二、一一〇
大城五男外千四百十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五六一号 昭和四十九年十二月十七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡宮田町百合野川東
大岩節子外千五百五十一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六四六号 昭和四十九年十二月十七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 千葉県柏市永楽台一ノ五ノ一八

田中喜志外千四百二十名
紹介議員 神沢 淳君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六五五号 昭和四十九年十二月十七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 熊本県荒尾市府本上三四三 橋本
尊信外百九十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六八〇号 昭和四十九年十二月十七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 富山県婦負郡八尾町上笹原 中村
憲一外九百三十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一七七二号 昭和四十九年十二月十八日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡小須戸町大字小須
戸三七ノ一 田中三郎外千四百五
十六名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一七七四号 昭和四十九年十二月十八日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 福岡市西区西新町四ノ九ノ一六ノ
一〇 西野良外五百八十八名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一八六六号 昭和四十九年十二月十九日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 新潟県新発田市大栄町三ノ二ノ二
二 宮沢敏三外千十一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一八六七号 昭和四十九年十二月十九日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 富山県小矢部市西島八四〇 沼田
弘美外千五百三十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一九一〇号 昭和四十九年十二月十九日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 大阪府泉南市信達市場四三八ノ一
一 中原正夫外六千五百二十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四七五号 昭和四十九年十二月十六日受理
老人福祉に関する請願
請願者 東京都大田区西糞谷四ノ六ノ一三
小林俊之助外八百九十三名

紹介議員 源田 実君

高騰に高騰を重ねる物価のため、全国一千万の老人は日々不安定な生活に追いこまれているから、次の事項の実現を図らねばならない。

一、老齢福祉年金を速かに二万円に増額すること。
二、医療費の無料化について、
1 一般老人は六十五歳から、寝たきり老人身
障者は、六十歳から実施すること。
2 右に対し、所得制限を撤廃すること。
三、老人憩いの家の各都道府県設置を促進すること。
四、高齢者就職あつせん徹底を期すること。
五、国鉄乗車賃無料化と優待割引について、
1 六十歳から六十九歳まで優待割引制度を実
施すること。
2 七十歳以上を無料化とすること。

第二六七〇号 昭和四十九年十二月十七日受理
老人福祉に関する請願
請願者 東京都中央区銀座四ノ一一ノ七第

二上原ビル内東京都老人福祉会内
小林俊之助外九百名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第一六四九号 昭和四十九年十二月十七日受理
同和对策事業推進に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀
県議会内 早藤茂

紹介議員 河本嘉久蔵君

地方公共団体は、同和对策事業特別措置法および
同和对策長期計画に基づき、同和对策事業の推進
に積極的に取り組んでいるが、これに対する国の
財政措置は極めて不十分であり、地方公共団体は
多額の財政負担を余儀なくされているから、政府
は、所期の目的達成のために、強力な財政措置を
講ぜられたい。

第一六六八号 昭和四十九年十二月十七日受理
社会福祉施設に勤務する職員の勤務条件の改善に
関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋 裕

紹介議員 羽生 三七君

社会福祉施設の職員は、その配置、給与等の基礎
員配置基準の大幅改定及び給与水準の引上げにつ
いて、早急に所要の措置を講ぜられたい。

理由

社会福祉施設の職員は、その配置、給与等の基礎
となる措置基準が低いため、劣悪な条件のもとで
勤務している。

第一八一五号 昭和四十九年十二月十九日受理
社会福祉施設に勤務する職員の勤務条件の改善に
関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六六八号と同じである。

第一六七三三号 昭和四十九年十二月十七日受理
国立小児腎センター設立に関する請願

請願者 広島県庄原市三日町六六四 横
谷弘司

紹介議員 浜本 万三君

科学の粋を集めた研究機関「国立小児腎センター」
を早急に開設し、腎炎・ネフローゼの原因の究明
と治療法の開発について根本的施策を講ぜられたい。

理由

腎炎・ネフローゼは極めて長期間の治療を必要と
するばかりでなく、いつ悪化して死亡するかわか
らぬ難病で、戦後、幼児、児童、生徒の間に急激
に増え続け、長期欠席児童の第一位を占めている。

第一六九七号 昭和四十九年十二月十八日受理
国立小児腎センター設立に関する請願

請願者 高知市百石町四ノ一八ノ二 高知
県「腎炎・ネフローゼ」を守る会
内 政岡春年

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一六七三三号と同じである。

第一六七四号 昭和四十九年十二月十七日受理
特定疾患対策等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋 裕

紹介議員 小山 二平君

アミロイドーシス及び大腿四頭筋短縮症につい
て、次の事項を早急に実現されたい。
一、アミロイドーシスについて
1 速やかに特定疾患に指定すること。
2 患者に対し医療費の軽減措置を講ずること。
3 研究機関への研究費を助成すること。
二、大腿四頭筋短縮症について、原因究明を促進
し、対策を確立すること。

理由

アミロイドーシスは、原因が不明で治療方法が確
立せず、重症化して死亡することが多く、また、
大腿四頭筋短縮症は、不明疾患として幼児の健全
な成長を阻害しており、患者やその家族に大きな
不安と経済的負担を与えている。

第一八一六号 昭和四十九年十二月十九日受理
特定疾患対策等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六七四号と同じである。

第一六七五号 昭和四十九年十二月十七日受理
医療機関における医療従事者の増員に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋 裕

紹介議員 小山 二平君

国民の生命の保障にかかわる医療危機を打開する
ため、早急に抜本的な改善を実施し、医療機関に
おける医療従事者の増員を図るよう強く要請す
る。

理由

近年、福祉政策の一環として、老人、乳幼児、難
病患者等の医療費無料化及び公費負担制度の拡充
が推進されてきたが、医療機関の受入れ体制の不
備、特に医療従事者の不足により十分な治療と看
護を受けられない状態になっている。これは、一
部病棟の閉鎖と医療事故発生の危険を生じ、国民
の医療に深刻な事態を引き起こし、更に医療従事
者の健康を害する結果をきたしている。

第一八一七号 昭和四十九年十二月十九日受理
医療機関における医療従事者の増員に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六七五号と同じである。

第一六九一号 昭和四十九年十二月十八日受理
観光地におけるごみ、し尿、汚水処理施設及び水
道施設の整備に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋 裕

紹介議員 夏目 忠雄君

総合的な観光地環境浄化対策を確立するため、早
急に次の事項を実現されたい。
一、観光地における水道施設及びごみ、し尿処理
施設整備に対する現行補助制度について、観光
人口も採択基準に加えるよう改正するとともに
に、下水道を含め補助率の引上げ等財政的措置
の充実を図ること。
二、観光地におけるごみ、し尿処理に対する地方
交付税の算定基準について、常住人口へ観光人
口をも加えるよう改正すること。
三、観光地におけるごみの原因者（酒類製造業者、
清涼飲料水製造業者、観光利用者、観光関係業
者等）に対する原因者負担的な措置を講ずること。
四、観光業者、協同組合等が環境浄化施設整備に
要する資金については、国において現行制度融
資わくの拡大と金利の引下げ及び貸付期間の延
長を図ること。

理由

観光人口の増大の結果、観光地においては、ごみ
の増加、し尿、汚水等の不完全処理による自然環
境の汚染が進行し、さまざまな被害が生じている
が、地方自治体だけでは到底これらの問題を解決
することは不可能である。

第一八一八号 昭和四十九年十二月十九日受理
観光地におけるごみ、し尿、汚水処理施設及び水
道施設の整備に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一六九二号 昭和四十九年十二月十八日受理
雇用対策の強化及び失業対策事業の改善に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 高橋 稔

紹介議員 夏目 忠雄君

最近の雇用情勢は、厳しい経済状況の影響を受け、楽観できないから、次の対策を講ぜられたい。

一、雇用対策の強化を図ること。
二、失業対策事業については、事業費単価及び国庫補助率を引き上げるとともに、失業対策事業就労者については、第六十五回国会の決議の趣旨を尊重すること。

第一八一九号 昭和四十九年十二月十九日受理
雇用対策の強化及び失業対策事業の改善に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 岩本 忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一九一六号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度抜本的改善に関する請願
請願者 京都市東山区山科御陵久保町四八ノ一三 太田かつ外八百五十三名

紹介議員 河田 賢治君

一、国民健康保険の国庫負担金を、療養費の五割以上に引き上げ被保険者の負担を軽減すること。

二、国保の事務費は国が全額を支給し、保険者自治体（の超過負担とならないようにすること）
三、国保加入者で老人、失業者など収入のない世帯の療養費などは、全額を国が保障すること。
四、医療給付は世帯主、家族とも十割とすること。
さしあつて、医療給付の内容や助産費などを健康保険に準じて改善すること。はり・きゅう

う・あまは保険を適用させること。傷病手当制度をつくること。
五、新しく実施される高額医療費負担については、全額を国と自治体で負担すること。

理由
一、事務費の全額を国が支払うことになっていないが、実際にはその一部しか支払われず、市町村が大幅な超過負担をいられている。
二、国庫負担金が少ない（総医療費の四割）。

三、他の医療保険制度と比べても給付内容は非常に低い。

第一九一七号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願
請願者 東京都板橋区南常盤台二ノ四ノ四 川端春夫外三十四名

紹介議員 上田耕一郎君
自営業者の切実な願いとして、社会保障の充実を図るため、次のように国民健康保険制度の抜本的改善を要望する。

一、国庫負担金を五割以上に引き上げ、受益者負担を軽減すること。
二、事務費は保険者（自治体）の超過負担とならないように国が完全に支給すること。

三、国保加入者で老人、失業者など収入のない世帯の療養費等は全額国が保障すること。

理由
家族労働が中心の自営業者は、全企業の八・九割を占めるといわれ、大企業本位の政策のしわ寄せを受けながら今日の日本経済を支えてきた。私たちの調査によると①中小企業者の営業は家族労働を中心に支えられ、主婦は欠かせない労働力であること②それにもかかわらず産前・産後の休暇がないに等しい、ことが明らかにされている。からだ資本などの病気をしても休めない、産後すぐ働いた、ということは、休めば労働力が減つて営業がなりたなくなるから、倒れるまで働かざるを得ない、つまり働くものとしての保障がないことのあるものである。社会保障は働く人びとの

生活水準、労働能力を保障する社会的、国家的措置である。わが国では国民健康保険や医療費などの改善に見られるように、ヨーロッパ諸国に比べ大変悪い条件になっている。とりわけ国民健康保険制度は国庫負担金、加入者の構成など問題点が多く、自営業者にとつては多額の保健料（税）を納めた上に、病気になるつても三割分の金がなければ治療は受けられない、寝ついても傷病手当はないし、婦人の場合は出産休暇の保障がない等、とらればなしの状態である。

第一九一八号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願
請願者 北海道室蘭市小橋内町一ノ三ノ七 渡辺伸夫外千七十八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九一九号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願（二通）
請願者 名古屋北区杉栄町二二五 吉田 弥長外九百七十七名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二〇号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願（二通）
請願者 川崎市中原区新九子町七二八 鈴木 木佳雄外五百二十二名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二二号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願（二通）
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願（二通）

請願者 大阪府東大阪市南鴻池町二ノ一〇 名 九 雪江多三郎外四千四百十五名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二三号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願
請願者 和歌山市紀三井寺団地四二ノ五 福岡幹夫外千二百十名

紹介議員 小巻 繁雄君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二四号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願（二通）
請願者 山形県米沢市中央三丁目八ノ五 萩原茂敏外千二百九十八名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二五号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願（二通）
請願者 大阪府池田市栄本町一ノ一八 長 野与志史外三千三名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二六号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願（二通）
請願者 長崎県佐世保市万津町一ノ一四 佐 世保民主商工会内 久保利外千七名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二六号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町一六〇八ノ五
三家重夫外千三百五十六名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二七号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願
請願者 神戸市東灘区本山中町四ノ一
二〇 水口清外二千七百十八名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二八号 昭和四十九年十二月二十日受理
国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願(二通)
請願者 岡山市奉還町三ノ二〇一 井辺好
美外六百七十五名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一九一七号と同じである。

第一九二九号 昭和四十九年十二月二十日受理
雇用保険制度の創設反対に関する請願
請願者 札幌市白石区菊水西町一〇丁目
下田直外百八十三名
紹介議員 小笠原貞子君
悪性インフレと、資材不足、加えて金融引締めにより中小企業者の倒産と、失業の増大が懸念される今日、国民無視の失業保険制度の廃止、雇用保険制度の創設に反対するよう要望する。

理由
政府は現行の失業保険制度を廃止して、雇用保険制度を創設するための法律案を提出したが、本法律案は、高齢労働者の保険料を免除するなど、福祉優先を装いながら、季節労働者の保険金給付を三十日(現行九十日)に制限し、しかも、掛金は

現行の四・五倍という事実上季節労働者から失業保険制度の適用を取り上げるものである。これは季節労働者だけでなく、建設関係業者をはじめ季節労働者を雇っている中小零細業者の経営に深刻な打撃を与えることになる。

第一九七六号 昭和四十九年十二月二十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 石川県金沢市泉が丘二ノ一五ノ三
〇 山本康二外千八百六十六名
紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二〇〇六号 昭和四十九年十二月二十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 愛媛県今治市常盤町四ノ一
今治織物構造改善工業組合代表理事 阿部和男外四十名
紹介議員 青木 政美君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第一九八八号 昭和四十九年十二月二十日受理
生活保護基準及び失業対策事業賃金の大幅引上げに関する請願
請願者 石川県金沢市金石北町二ノ九ノ三
東川内匠外百九十九名
紹介議員 嶋崎 均君
一、生活保護基準を年度内に緊急に再改定して引き上げること。
二、失業対策事業就労者(炭鉱離職者緊急就労対策事業、産地地域開発就労事業、特定地域開発就労事業を含む)の現行賃金を月額一律千五百円引き上げ、最低月額六万円を保障すること。

理由
一、最近のインフレ、物価の高騰は著しく、総理府統計によつても、東京都(一月)では、前年同月比で二・四パーセント、全国(十二月)では

十九・一パーセントの異状事態となり、特に食料費の上昇は著しく、とりわけ生活保護世帯、失対事業就労者、施設入所者等低所得者にとつて深刻な事態をよきなくされている。

二、生活保護基準は年度途中(十月)に五・一パーセントの基準改定が行われたが、これを上回る激しい物価上昇で、焼石に水となつていて、こうした事態を打開するために、直ちに年度内再改定を行うとともに、四十九年度の基準改定に当たつては、春闘による一般賃金水準の上昇をも考慮し、大幅な引き上げを行う必要がある。

三、失業対策事業の賃金については、昨年十月に五・一パーセントの改定がなされたが、月に三万三千二百二十五円(二二日就労全国平均)にしかならず、生活も極度に窮乏している。

四十九年度賃金については、物価の高騰や春闘の状況など労働者としての生活を確保する上で月額六万円は最低必要である。

第一九九五号 昭和四十九年十二月二十日受理
アルコール症に対する医療体系の確立等に関する請願
請願者 名古屋市市中村区二瀬町二七 島田 照子外二百六名
紹介議員 須原 昭二君
一、アルコール症問題解決の医療拠点として、入院や外来患者の診療を行いながら実効性の高い医療方式を究研開発し、同時に医療従事者を実地に研修養成するため、早急に、国立総合アルコールセンターを設立されたい。

第二〇二五号 昭和四十九年十二月二十一日受理
深夜労働の禁止に関する請願
請願者 東京都町田市木曾町一、一八五ノ二 大平忠孝外三百二十名
紹介議員 星野 力君
労働基準法を改正して「公益事業と生産技術上やむを得ないものを除き深夜労働を禁止すること」を

を明文化されたい。

理由
近年、資本家は企業経営上、設備投資の早期償却、量産によるコスト低減、生産期間の短縮など利益追求の理由から交代制の拡大を図り、労働者に深夜労働を押しつけているが、深夜労働は肉体的・精神的疲労を高め蓄積し、身体の諸機能の低下をもたらし、死亡災害をはじめ、重大災害、職業病を多発させ、また、勤務者の多くが内臓疾患になるなど健康も破壊しており禁止すべきである。

第二〇二八号 昭和四十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願(三通)
請願者 広島県甲奴郡上下町字井永一〇一
ノ二 岡田元外五百六名
紹介議員 長田 裕二君
原爆被害者援護のため、次の事項を含む立法化を早急に行われたい。

一、全額国庫負担による健康管理と療養の給付を行うこと。
二、被爆者全員に被爆者年金を支給すること。
三、原爆死没者の遺族に遺族年金を支給すること。
四、原爆被害者に障害年金を支給すること。
五、死没した被爆者に対して弔慰金を支給すること。

六、現行諸手当を増額すること。
七、被爆者の子・孫で本人及び保護者の希望があつた場合は、本法を準用すること。

第二〇九五号 昭和四十九年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願(五通)
請願者 広島県福山市本郷町四、〇五六
前田栄千八百八十六名
紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第二〇二八号と同じである。

第二〇二九号 昭和四十九年十二月二十一日受理

理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境三ノ四ノ二 細川トミエ外四百九十九名

紹介議員 春日 正一君

保育所新設等についての障害を取り除くよう、次の事項の実現を図らねばならぬ。

一、保育所建設の負担基準を実情にみあつた価格に引き上げて超過負担をなくし、用地購入に對しても国の負担対象にすること。

二、保育所職員配置の最低基準を引き上げ、保育を大幅に増員できるよう運営費を増額すること。

三、産休あけから保育できるよう乳児保育対策を強化すること。当面未認可保育に對し、措置費にみあつた補助金を出すこと。

四、学童保育事業を法制化し、国庫負担をすること。

第二〇三〇号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都中野区上鷺宮四ノ七ノ一四 小高章外四百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三二号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保三ノ四ノ二 〇ノ三〇一 平井初江外四百九十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三三号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保三ノ一ノ一七 谷口一夫外四百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三三三号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境一ノ一七ノ八 中西数美外四百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三三四号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀三ノ三ノ一二 矢島輝男外四百九十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三六九号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都小金井市中町一ノ九ノ二二 辰田智子外四百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三七〇号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保二ノ二八ノ一 藤村紀美子外四百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三七七号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都立川市若葉町団地三ノ二〇 岡田修子外四百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三七二号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町二ノ一 五ノ一九 安田美恵子外四百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三七三三号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町二ノ七 〇三 山崎イツ子外四百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三七四四号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町三ノ一 七ノ四 井上弘子外四百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇三七五五号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都府中市四谷一ノ六三ノ七 中沢洋次郎外千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇七六六号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都立川市高松町二ノ二〇ノ二 〇 立石とし子外四百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇七七七号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市樺堤三ノ二六ノ一 三 須藤博外四百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇七八八号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都国分寺市光町一ノ四四ノ一 八 三井光子外四百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇七九七号 昭和四十九年十二月二十一日受理

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町四ノ一ノ一 〇 福原善枝外四百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二〇九四四号 昭和四十九年十二月二十一日受理

原爆被爆者援護措置に関する請願

請願者 広島県府中市業柄町一、四三五 竹本敏子外千名

紹介議員 藤田 正明君

原爆被爆者援護対策の一層の改善を図るよう、次

- の事項の実現を期されたい。
- 一、被爆者援護措置の拡充強化
 - 1 原爆特別措置法による諸手当の支給範囲の拡大及び支給額の増額
 - 2 被爆者相談機能の強化
 - 3 被爆者放射線加算額の増額
 - 二、被爆者健康管理及び医療施設の充実強化
 - 1 健康診断の内容充実
 - 2 原爆病院等の施設整備費及び運営費の助成
 - 三、被爆者に対する補償制度の確立
 - 1 被爆者に年金の支給
 - 2 原子爆弾死没者の遺族補償
 - 四、被爆者の子及び孫に対する調査研究の促進
 - 五、被爆者実態調査の実施及び復元調査費の増額
 - 1 原子爆弾被爆者実態調査の実施

昭和五十年一月十四日印刷

昭和五十年一月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局